



埼玉県報

号 外 第 7 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日
木 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県債権の適正な管理に関する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県債権の適正な管理に関する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(情報システム課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例\(情報システム課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当等の特例に関する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県熊谷会館条例の廃止等に関する条例のあらまし\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県熊谷会館条例の廃止等に関する条例\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県民生委員の定数を定める条例のあらまし\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県民生委員の定数を定める条例\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [介護保険法施行条例の一部を改正する条例\(高齢介護課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者支援課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例\(障害者支援課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例のあらまし](#)

(保健医療政策課)

- [公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例\(国保医療課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例のあらまし\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県商店街活性化条例のあらまし\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県商店街活性化条例\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県農業構造改革支援基金条例のあらまし\(農業ビジネス支援課\)](#)
- [埼玉県農業構造改革支援基金条例\(農業ビジネス支援課\)](#)
- [埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(生徒指導課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(生徒指導課\)](#)
- [埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例のあらまし\(留置管理課\)](#)
- [埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例\(留置管理課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(交通指導課\)](#)
- [埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例\(交通指導課\)](#)

規則

- [埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県熊谷会館管理規則の廃止等に関する規則\(文化振興課\)](#)
- [埼玉会館管理規則及び埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則\(男女共同参画課\)](#)
- [埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則\(障害者支援課\)](#)
- [衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則\(健康長寿課\)](#)
- [埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則\(商業・サービス産業支援課\)](#)

- [埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則\(産業支援課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則\(産業拠点整備課\)](#)
- [さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則\(都市整備政策課\)](#)
- [埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県いじめ問題調査審議会規則\(生徒指導課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例(埼玉県条例第二号)(財政課)

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、使用料等の額を改定するための改正

二 内容

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、関係四十四条例で定める使用料等の額の改定

(例) 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム入場料(大人、個人)

(現行) 五百円 (改正後) 五百十円

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十六年四月一日

(二) 経過措置

(例) この条例の施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による(利用料金を除く)。

条 例

埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(埼玉県道路占用料徴収条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

一 埼玉県道路占用料徴収条例(昭和二十八年埼玉県条例第五十七号)第三条第一項

二 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年埼玉県条例第十七号)別表土地の項及び建物の項

三 埼玉県工業用水道料金徴収条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十五号)第三条第一項

四 埼玉県水道用水料金徴収条例(昭和四十三年埼玉県条例第十二号)第三条

五 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例(平成十二年埼玉県条例第三十九号)別表第一号の表の備考第七号及び別表第二号の表の備考第五号

六 埼玉県流水占用料等徴収条例(平成十二年埼玉県条例第四十号)別表第一の備考第五号

(埼玉県都市公園条例の一部改正)

第二条 埼玉県都市公園条例(昭和三十六年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二園路及び広場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)の項中「四円」を「五円」に改め、同表運動施設の項中「五九一、二五〇円」を「六〇八、一四三元」に、「八、五一八円」を「八、七六二元」に、「一、九五〇円」を「二、〇〇六円」に、「七、〇三四円」を「七、二三五円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四三元」に、「一〇、一二〇円」を「一〇、四一〇円」に、「二、二五二元」を「二、三一七円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三四三元」に改め、同表教養施設の項中「七、八七四円」を「八、〇九九円」に、「二、五二〇円」を「二、五九二元」に改め、同表便益施設(駐車場に限る。)の項中「四六五円」を「四七九円」に改め、同表管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)及び集会所の項中「一七円」を「一八円」に改め、同表の備考二中

「千百二十八円」を「千百六十一円」に改め、同表の備考四中「二千七百九十円」を「二千八百七十円」に改める。

別表第二第一号の表公園施設の項中「三、二六二円」を「三、三五五円」に改め、同表の備考三中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、別表第二第二号の表の備考四中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

別表第三第一号の物品の販売、興行その他の営業行為の項中「三元」を「四円」に改め、同表第三号の撮影の項中「一五、七五〇円」を「一六、二〇〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三二、四〇〇円」に改め、同表第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの項中「二元」を「三元」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一四、四〇〇円」を「一四、八二二円」に、「五一〇円」を「五二五円」に改め、同表の備考二中「百分の十二・六」を「百分の十二・九六」に、「十万四千八百八十円」を「十万七千八百七十七円」に改め、同表の備考四中「百分の五・〇四」を「百分の五・一八四」に、「百分の二・五二」を「百分の二・五九二」に改め、同表の備考五中「百分の二・五二」を「百分の二・五九二」に改め、同表の備考六中「千分の十・〇八」を「千分の十・三六八」に改める。

(埼玉会館条例の一部改正)

第三条 埼玉会館条例（昭和四十一年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	大ホール		利用区分		利用料金	
	B		A		平日	
	午前	午後	午前	午後	平日	日曜日・土曜日・休日
	夜間	一日	夜間	一日	平日	日曜日・土曜日・休日
	超過一時間	超過一時間	超過一時間	超過一時間	平日	日曜日・土曜日・休日
					平日	日曜日・土曜日・休日

	第四會議室	第三會議室	第二會議室	第一會議室	第三展示室	第二展示室	第一展示室	小ホール																
								B				A												
午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	延長一時間 一日	延長一時間 一日	延長一時間 一日	超過一時間 一日	夜間 午後 午前	超過一時間 一日	夜間 午後 午前	超過一時間 一日	夜間 午後 午前											
								八、八〇〇円以下	八一、九〇〇円以下	四五、五〇〇円以下	三五、〇〇〇円以下	一七、六〇〇円以下	平日	一三、五〇〇円以下	二六、九〇〇円以下	三五、〇〇〇円以下	六三、〇〇〇円以下	六、七七〇円以下						
								一一〇、四〇〇円以下	一一〇、四〇〇円以下	六一、五〇〇円以下	四七、二〇〇円以下	二三、七〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一八、二〇〇円以下	三六、三〇〇円以下	四七、三〇〇円以下	八四、九〇〇円以下	九、一二〇円以下						
	三、七〇〇円以下	一七、八〇〇円以下	九、六九〇円以下	七、五五〇円以下	三、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下	二、七〇〇円以下		一九、三〇〇円以下	一〇、六〇〇円以下	八、一二〇円以下	四、一三〇円以下	八、一二〇円以下	三四、〇〇〇円以下	二、五三〇円以下	一〇、六〇〇円以下	九、五五〇円以下	二、二八〇円以下	二、二八〇円以下

第十三会議室	第十二会議室	第十一会議室	第十会議室	第九会議室	第八会議室	第七会議室	第六会議室	第五会議室
夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前	一日 夜間 午後 午前
七、一二〇円以下 五、二七〇円以下 二、七〇〇円以下	三七、三〇〇円以下 一九、一〇〇円以下 一五、〇〇〇円以下 八、五一〇円以下	三七、三〇〇円以下 一九、一〇〇円以下 一五、〇〇〇円以下 八、五一〇円以下	一二、八〇〇円以下 七、一二〇円以下 五、二七〇円以下 二、七〇〇円以下	一七、八〇〇円以下 九、六九〇円以下 七、五五〇円以下 三、七〇〇円以下	一七、八〇〇円以下 九、六九〇円以下 七、五五〇円以下 三、七〇〇円以下	一二、八〇〇円以下 七、一二〇円以下 五、二七〇円以下 二、七〇〇円以下	一二、八〇〇円以下 七、一二〇円以下 五、二七〇円以下 二、七〇〇円以下	一七、八〇〇円以下 九、六九〇円以下 七、五五〇円以下

	第一楽屋					リハーサル室					和室				ラウンジ				第十五会議室				第十四会議室				一日								
	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後		午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前		
	一、九九〇円以下	一、九九〇円以下	八五〇円以下	四、四一〇円以下	一、七一〇円以下	一、七一〇円以下	一、七一〇円以下	一、一六〇円以下	六、二六〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	五八〇円以下	三、一三〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	二、四二〇円以下	四、七〇〇円以下	六、一三〇円以下	一一、一〇〇円以下	一、一〇〇円以下	五九、四〇〇円以下	三四、八〇〇円以下	二二、八〇〇円以下	一一、九〇〇円以下	三七、三〇〇円以下	一九、一〇〇円以下	一五、〇〇〇円以下	八、五一〇円以下	一七、八〇〇円以下	九、六九〇円以下	七、五五〇円以下	三、七〇〇円以下	一二、八〇〇円以下

	第八樂屋	第七樂屋	第六樂屋	第五樂屋	第四樂屋	第三樂屋	第二樂屋
午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間
	一、四二〇円以下 七二〇円以下 三、五六〇円以下 一、四二〇円以下 一、四二〇円以下	七二〇円以下 三、五六〇円以下 一、四二〇円以下 一、四二〇円以下	七二〇円以下 三、五六〇円以下 一、四二〇円以下 一、四二〇円以下	七二〇円以下 三、五六〇円以下 一、四二〇円以下 一、四二〇円以下	一、四二〇円以下 二、四二〇円以下 二、四二〇円以下 五、九八〇円以下 一、二一〇円以下	八五〇円以下 四、四一〇円以下 一、七一〇円以下 一、七一〇円以下	九九〇円以下 五、一三〇円以下 一、九九〇円以下

第九楽屋	午後	一、四二〇円以下
	夜間	一、四二〇円以下
	一日	三、五六〇円以下
	超過一時間	七一〇円以下
第十楽屋	午前	一、四二〇円以下
	午後	一、四二〇円以下
	夜間	一、四二〇円以下
	一日	三、五六〇円以下
	超過一時間	七一〇円以下
駐車場	一台	三六〇円以下
	一時間	
附属設備	規則で定める額以下	

(埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表診療及び検査の項第二号中「二五、〇〇〇円」を「二五、七〇〇円」に改め、同項第三号中「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に改め、同項第四号中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同表洗濯の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表慢性疾患児家族宿泊施設の項中「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表寝具の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表診断書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表死体検案書(検案料を含む。)の項中「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表証明書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改める。

(埼玉県立武道館条例の一部改正)

第五条 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

区 分	金額 (円)				
	午前九時か ら午後零時 三十分まで	午後一時か ら午後五時 まで	午後五時三 十分から午 後九時まで	午前九時か ら午後五時 まで	午後一時か ら午後九時 まで
	午前九時か ら午後零時 三十分まで	午後一時か ら午後五時 まで	午後五時三 十分から午 後九時まで	午前九時か ら午後五時 まで	午後一時か ら午後九時 まで
	午前九時か ら午後零時 三十分まで	午後一時か ら午後五時 まで	午後五時三 十分から午 後九時まで	午前九時か ら午後五時 まで	午後一時か ら午後九時 まで
	午前九時か ら午後零時 三十分まで	午後一時か ら午後五時 まで	午後五時三 十分から午 後九時まで	午前九時か ら午後五時 まで	午後一時か ら午後九時 まで
	午前九時か ら午後零時 三十分まで	午後一時か ら午後五時 まで	午後五時三 十分から午 後九時まで	午前九時か ら午後五時 まで	午後一時か ら午後九時 まで

第三会議室	第二会議室	第一会議室	屋内相撲場	屋外相撲場	遠的弓道場	近的弓道場	第二道場		第一道場		主道場								
							スポーツで使用する場合	スポーツ以外で使用する場合	スポーツで使用する場合	スポーツ以外で使用する場合	合	する場	で使用	ツ以外	スポー	場合			スポー
																面使用	三分の一	三分の二	
一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	二、八八〇	二、八八〇	四、三三〇	四、三三〇	一一、九三〇	五、九六〇	一一、九三〇	五、九六〇	八、〇二〇	一五、八四〇	二二、六〇〇	四、〇二〇	七、九二〇	一一、八〇〇			
一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	三、二九〇	三、二九〇	四、九三〇	四、九三〇	一三、五七〇	六、七八〇	一三、五七〇	六、七八〇	九、〇五〇	一八、一〇〇	二四、六八〇	四、五二〇	九、〇五〇	一二、三四〇			
一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	二、八八〇	二、八八〇	四、三三〇	四、三三〇	一一、九三〇	五、九六〇	一一、九三〇	五、九六〇	八、〇二〇	一五、八四〇	二二、六〇〇	四、〇二〇	七、九二〇	一一、八〇〇			
二、一六〇	二、一六〇	二、一六〇	五、五五〇	五、五五〇	八、三三〇	八、三三〇	二三、〇四〇	一一、五二〇	二三、〇四〇	一一、五二〇	一五、四二〇	三〇、六五〇	四一、七六〇	七、七二〇	一五、三三〇	二〇、八八〇			
二、三六〇	二、三六〇	二、三六〇	六、一七〇	六、一七〇	九、二五〇	九、二五〇	二五、五〇〇	一二、七五〇	二五、五〇〇	一二、七五〇	一七、〇七〇	三三、九四〇	四六、二八〇	八、五三〇	一六、九七〇	二三、一四〇			
三、一八〇	三、一八〇	三、一八〇	八、二二〇	八、二二〇	一一、二四〇	一一、二四〇	三三、七三〇	一六、八六〇	三三、七三〇	一六、八六〇	二二、六二〇	四四、八四〇	六一、〇九〇	一一、三二〇	二二、四一〇	三〇、五四〇			

別表第一号の表の備考第五号中「四百円」を「四百十円」に改める。

別表第二号1の表中「三五〇」を「三六〇」に改める。

別表第三号の表放送室の項中「七、二〇〇」を「七、四〇〇」に改め、同表浴室の項中「三、〇〇〇」を「三、〇八〇」に改める。

(埼玉県秩父高原牧場条例の一部改正)

第六条 埼玉県秩父高原牧場条例(昭和四十八年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に改

める。

別表第二中「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改める。

(埼玉県青少年総合野外活動センター条例の一部改正)

第七条 埼玉県青少年総合野外活動センター条例(昭和五十年埼玉県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表宿泊施設等の項中「九五〇円」を「九七〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に改める。

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第八条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一診断書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改める。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第九条 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一診療及び検査の項第三号中「百分の百五」を「百分の百人」に改める。
別表第二診断書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表証明書の項及び身体検査書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改める。

(埼玉県立近代美術館条例の一部改正)

第十条 埼玉県立近代美術館条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

別表第三中「三二、五五〇円」を「三三、四八〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、九六〇円」に、「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改める。

(埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部改正)

第十一条 埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改める。

(埼玉県県民健康福祉村条例の一部改正)

第十二条 埼玉県県民健康福祉村条例(昭和六十二年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表屋内プールの項中「八五〇」を「八七〇」に、「四二〇」を「四三〇」に、「一、九三〇」を「一、九八〇」に、「一、五〇〇」を「一、五四〇」に改め、同表トレーニング室の項中「七三〇」を「七五〇」に、「三六〇」を「三七〇」に、「一、八一〇」を「一、八六〇」に、「一、四四〇」を「一、四八〇」に改め、同表屋内プール及びトレーニング室(一括利用)の項中「一、二一〇」を「一、二五〇」に、「六〇〇」を「六二〇」に、「二、二九〇」を「二、三六〇」に、「一、六八〇」を「一、七三〇」に改め、別表第二号の表テニス場(一面)の項中「六〇〇」を「六二〇」に改め、同表ソフトボール場の項中「五一〇」を「五二〇」に改め、同表多目的運動場の項中「一、一五〇」を「一、一八〇」に改める。

(埼玉県産業文化センター条例の一部改正)

第十三条 埼玉県産業文化センター条例(昭和六十二年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称		利用区分												利用料金			
		A						B									
休日 土曜日・ 日曜日						平日						平日					
超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後		午前	超過一時間	一日
八四九、四〇〇円以下	四四六、〇〇〇円以下	三八一、八〇〇円以下	二一二、二〇〇円以下	九六、七〇〇円以下	七六三、八〇〇円以下	四〇一、八〇〇円以下	三四三、五〇〇円以下	一九〇、九〇〇円以下	一〇六、七〇〇円以下	一三三、九〇〇円以下	二四〇、八〇〇円以下	二八〇、八〇〇円以下	五三四、四〇〇円以下	六八、二〇〇円以下			

大ホール

リハーサル室

小ホール

D							C							B							A																
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	休日			平日			休日			平日			休日			平日			休日			平日								
								土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・		土曜日・	日曜日・				
								超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前
八、八一〇円以下	八、八一〇円以下	八、八一〇円以下	二、二五〇円以下	一一、一〇〇円以下	四、四〇〇円以下	四、四〇〇円以下	四、四〇〇円以下	一八、三〇〇円以下	一四八、一〇〇円以下	七九、六〇〇円以下	六二、五〇〇円以下	三一、二〇〇円以下	一六、九〇〇円以下	一三三、九〇〇円以下	七一、二〇〇円以下	五七、〇〇〇円以下	二八、五〇〇円以下	三一、二〇〇円以下	二四七、九〇〇円以下	一三二、四〇〇円以下	一〇五、四〇〇円以下	五二、七〇〇円以下	二一、二〇〇円以下	一七三、七〇〇円以下	九二、五〇〇円以下	七三、九〇〇円以下	三六、九〇〇円以下	七五、四〇〇円以下	五九四、四〇〇円以下	三一二、〇〇〇円以下	二六七、八〇〇円以下	一四八、一〇〇円以下					

第二樂屋 (B-2)						第一樂屋 (B-1)					第三練習室					第二練習室					第一練習室												
		C				D				C				超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日			
午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	
二、二四〇円以下	五五〇円以下	二、八五〇円以下	一、一二〇円以下	一、一二〇円以下	一、一二〇円以下	三、三八〇円以下	一七、一〇〇円以下	六、八〇〇円以下	六、八〇〇円以下	六、八〇〇円以下	一、六九〇円以下	八、五五〇円以下	三、四〇〇円以下	三、四〇〇円以下	三、四〇〇円以下	八三〇円以下	三、九七〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	七、八二〇円以下	三、一二〇円以下	三、一二〇円以下	三、一二〇円以下	二、九八〇円以下	一四、九三〇円以下	五、九七〇円以下	五、九七〇円以下	五、九七〇円以下	四、五一〇円以下	二二、二一〇円以下

第五樂屋 (個室) (1-2)					第四樂屋 (個室) (1-1)					第三樂屋 (B-3)															
D		C			D			C		D			C		D										
超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後		
二、二四〇円以下	一〇、八〇〇円以下	四、二四〇円以下	四、二四〇円以下	四、二四〇円以下	一、一二〇円以下	五、四〇〇円以下	二、一二〇円以下	二、一二〇円以下	二、一二〇円以下	二、二四〇円以下	一〇、八〇〇円以下	四、二四〇円以下	四、二四〇円以下	四、二四〇円以下	二、二四〇円以下	二、二四〇円以下	一、一二〇円以下	五、四〇〇円以下	二、一二〇円以下	二、一二〇円以下	二、一二〇円以下	一、一〇〇円以下	五、七〇〇円以下	二、二四〇円以下	二、二四〇円以下

				第八樂屋 (1-5)									第七樂屋 (個室) (1-4)									第六樂屋 (個室) (1-3)												
C				D				C				D				C				D				C										
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前						
二、八五〇円以下	一、一二〇円以下	一、一二〇円以下	一、一二〇円以下	八〇〇円以下	四、二四〇円以下	一、六六〇円以下	一、六六〇円以下	一、六六〇円以下	四〇〇円以下	二、一二〇円以下	八三〇円以下	八三〇円以下	八三〇円以下	一、六六〇円以下	七、九四〇円以下	三、一〇〇円以下	三、一〇〇円以下	三、一〇〇円以下	三、一〇〇円以下	八三〇円以下	三、九七〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、六六〇円以下	七、九四〇円以下	三、一〇〇円以下	三、一〇〇円以下	三、一〇〇円以下	三、九七〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下	一、五五〇円以下

第十二樂屋
(2-2)

第十一樂屋
(2-1)

第十樂屋
(1-7)

第九樂屋
(1-6)

D			C				D			C				D			C				D													
夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	
二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	七〇〇円以下	三、二五〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	三、九六〇円以下	一九、九四〇円以下	七、九四〇円以下	七、九四〇円以下	七、九四〇円以下	一、九八〇円以下	九、九七〇円以下	三、九七〇円以下	三、九七〇円以下	三、九七〇円以下	一、四〇〇円以下	六、五〇〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	二、五四〇円以下	七〇〇円以下	三、二五〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	一、二七〇円以下	一、一〇〇円以下	五、七〇〇円以下	二、二四〇円以下	二、二四〇円以下	二、二四〇円以下	五五〇円以下

附属設備	国際会議室					第十四楽屋 (2-4)					第十三楽屋 (2-3)																	
	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	D				C				D				C				超過一時間	一日					
						超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間			一日				
規則で定める額以下	二六、九〇〇円以下	二〇五、一〇〇円以下	七五、四〇〇円以下	九二、五〇〇円以下	六八、二〇〇円以下	八〇〇円以下	三、六八〇円以下	一、四〇〇円以下	一、四〇〇円以下	一、四〇〇円以下	四〇〇円以下	一、八四〇円以下	七〇〇円以下	七〇〇円以下	七〇〇円以下	一、四〇〇円以下	七、一〇〇円以下	二、八四〇円以下	二、八四〇円以下	二、八四〇円以下	二、八四〇円以下	七〇〇円以下	三、五五〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	一、四二〇円以下	一、四〇〇円以下	六、五〇〇円以下

(埼玉県農林公園条例の一部改正)

第十四条 埼玉県農林公園条例(昭和六十三年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項中「四、四〇〇円」を「四、五三〇円」に、「七、一七〇円」を「七、三七〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、二六〇円」を「一、二九〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一九〇円」に改め、同表調理実習室の

陶芸制作室	工芸制作室		第二研修室		第一研修室		研修室		第三パソコン		第二パソコン		研修室		第一パソコン		オ		視聴覚スタジオ		第七準備室		第六準備室		第五準備室		第四準備室		第三準備室		第二準備室		第一準備室		I室		第十七セミナー		I室		第十六セミナー	
	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
二、一七〇	一、六八〇	二、一七〇	一、六八〇	四、六六〇	三、五九〇	一、六七〇	一、三〇〇	二、九六〇	二、二八〇	五、五〇〇	四、二四〇	一、四八〇	一、一四〇	七、八四〇	六、〇四〇	四一〇	三二〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	四、六六〇	三、五九〇	二、九六〇	二、二八〇	二、二八〇						
三、一八〇	二、四六〇	三、一八〇	二、四六〇	六、五七〇	五、〇六〇	二、三二〇	一、七九〇	四、二三〇	三、二六〇	七、八四〇	六、〇四〇	二、一〇〇	一、六三〇	一一、二〇〇	八、六五〇	八三〇	六五〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	六、五七〇	五、〇六〇	四、二三〇	四、二六〇	三、二六〇								
三、一八〇	二、四六〇	三、一八〇	二、四六〇	六、五七〇	五、〇六〇	二、三二〇	一、七九〇	四、二三〇	三、二六〇	七、八四〇	六、〇四〇	二、一〇〇	一、六三〇	一一、二〇〇	八、六五〇	八三〇	六五〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	一、四八〇	一、一四〇	六、五七〇	五、〇六〇	四、二三〇	四、二六〇	三、二六〇										
七、二三〇	五、五七〇	七、二三〇	五、五七〇	一四、九〇〇	一一、五〇〇	五、五〇〇	四、二四〇	九、七六〇	七、五一〇	一七、九〇〇	一三、八〇〇	四、八七〇	三、七五〇	二五、八〇〇	一九、九〇〇	一、六七〇	一、三〇〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	一四、九〇〇	一一、五〇〇	九、七六〇	七、五一〇	七、五一〇								
四五〇	三四〇	四五〇	三四〇	九五〇	七三〇	三四〇	二六〇	六〇〇	四七〇	一一、一四〇	八八〇	二九〇	二三〇	一一、六二〇	一、二五〇	一〇〇	八〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	二〇〇	一六〇	九五〇	七三〇	六〇〇	四七〇	四七〇								

運動場	体育館						称 施設の名	区分		利用料金の上限額(円)														
	一面		半面		全面																			
	B	A	B	A	B	A																		
	二、六〇〇	二、〇一〇	三、三五〇	二、五八〇	六、五三〇	五、〇三〇	午前																	
	三、五三〇	二、七三〇	五、二二〇	四、〇二〇	一〇、四〇〇	八、〇五〇	午後																	
			五、二二〇	四、〇二〇	一〇、四〇〇	八、〇五〇	夜間																	
	五、七八〇	四、四五〇	一〇、四〇〇	八、〇五〇	二〇、八〇〇	一六、一〇〇	一日																	
	五一〇	四〇〇	七三〇	五六〇	一、四五〇	一、一二〇	超過三十分																	

二二号の表中表の部分を次のように改める。

別表第一号の表の備考六中「三千九十円」を「三千百七十円」に改め、別表第

茶室	和室		第六会議室		第五会議室		第四会議室		第三会議室		第二会議室		第一会議室		音楽スタジオ		料理研修室		手芸制作室		絵画制作室		
	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	
六六〇	五一〇	九九〇	七七〇	一、〇四〇	八一〇	一、〇四〇	八一〇	二、三二〇	一、七九〇	二、三二〇	一、七九〇	五、〇八〇	三、九一〇	四、六六〇	三、五九〇	三、三六〇	二、五九〇	三、三六〇	二、五九〇	二、一七〇	一、六八〇	二、一七〇	一、六八〇
九九〇	七七〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、六七〇	一、三〇〇	一、六七〇	一、三〇〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	七、六三〇	五、八七〇	六、九八〇	五、三八〇	四、八七〇	三、七五〇	四、八七〇	三、七五〇	三、一八〇	二、四六〇	三、一八〇	二、四六〇
九九〇	七七〇	一、五〇〇	一、一六〇	一、六七〇	一、三〇〇	一、六七〇	一、三〇〇	三、三七〇	二、六一〇	三、三七〇	二、六一〇	七、六三〇	五、八七〇	六、九八〇	五、三八〇	四、八七〇	三、七五〇	四、八七〇	三、七五〇	三、一八〇	二、四六〇	三、一八〇	二、四六〇
二、五二〇	一、九四〇	三、八五〇	二、九八〇	三、八〇〇	二、九三〇	三、八〇〇	二、九三〇	七、六三〇	五、八七〇	七、六三〇	五、八七〇	一六、九〇〇	一三、〇〇〇	一五、二〇〇	一一、七〇〇	一一、一〇〇	八、五五〇	一一、一〇〇	八、五五〇	七、二三〇	五、五七〇	七、二三〇	五、五七〇
一四〇	一一〇	二〇〇	一六〇	二三〇	一八〇	二三〇	一八〇	四九〇	三八〇	四九〇	三八〇	一、〇九〇	八四〇	九九〇	七七〇	六九〇	五四〇	六九〇	五四〇	四五〇	三四〇	四五〇	三四〇

テニス場	一面					
	B	A	一、四三〇	一、八六〇	三、一六〇	二七〇
トレーニング室	一人一回		一、八五〇	二、四一〇	四、一〇〇	三六〇
						二四〇

別表第三号の表中「四、〇八〇」を「四、一九〇」に、「五、三〇〇」を「五、四五〇」に、「二、八五〇」を「二、九三〇」に、「三、七〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同表の備考四中「千円」を「千二十円」に改める。

(埼玉県自然学習センター条例の一部改正)

第十七条 埼玉県自然学習センター条例(平成四年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前	午後	一日
講義室	一、〇三〇円以下	一、四四〇円以下	二、一六〇円以下
研修工作室・ 研究実験室	六二〇円以下	八二〇円以下	一、二三〇円以下
会議室	三一〇円以下	四一〇円以下	六二〇円以下

(埼玉県山西省友好記念館条例の一部改正)

第十八条 埼玉県山西省友好記念館条例(平成四年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表常設展示の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表特別展示の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇四〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「八〇〇円」を「八三〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「六〇〇円」を「六二〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に改め、別表第二号の表午前の項中「五〇〇円」を「五二〇円」に改め、同表午後の項中「七〇〇円」を「七三〇円」に改め、同表一日の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例の一部改正)

第十九条 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例(平成六年埼玉県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用区分	利用料金	
		平日	日曜日・土曜日・休日

音楽ホール					小ホール					大ホール																						
B		A			B		A			B		A																				
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前														
二一四、〇〇〇円以下	一一一、二〇〇円以下	八五、六〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下	平日	一一、七〇〇円以下	一〇七、〇〇〇円以下	五五、六〇〇円以下	四二、八〇〇円以下	二一、五〇〇円以下	平日	一一、〇〇〇円以下	一〇一、二〇〇円以下	五二、六〇〇円以下	四〇、四〇〇円以下	二二、二〇〇円以下	五、五〇〇円以下	五〇、六〇〇円以下	二六、三〇〇円以下	二〇、二〇〇円以下	一一、一〇〇円以下	平日	三五、四〇〇円以下	三二三、二〇〇円以下	一六八、〇〇〇円以下	一二九、二〇〇円以下	七一、〇〇〇円以下	平日	一一七、七〇〇円以下	一六一、六〇〇円以下	八四、〇〇〇円以下	六四、六〇〇円以下	三五、五〇〇円以下
二七八、二〇〇円以下	一四四、四〇〇円以下	一一一、二〇〇円以下	六一、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一一五、三〇〇円以下	一三九、一〇〇円以下	七二、二〇〇円以下	五五、六〇〇円以下	三〇、五〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	一一四、四〇〇円以下	一三一、四〇〇円以下	六八、二〇〇円以下	五二、四〇〇円以下	二八、八〇〇円以下	七、二〇〇円以下	六五、七〇〇円以下	三四、一〇〇円以下	二六、二〇〇円以下	一四、四〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	四六、二〇〇円以下	四二〇、〇〇〇円以下	二一八、四〇〇円以下	一六七、八〇〇円以下	九二、二〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二二三、一〇〇円以下	二一〇、〇〇〇円以下	一〇九、二〇〇円以下	八三、九〇〇円以下	四六、一〇〇円以下

	小稽古場一	中稽古場二	中稽古場一	大稽古場	映像ホール				
午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	B		A		超過一時間
					超過一時間 一日 夜間 午後 午前		超過一時間 一日 夜間 午後 午前		
					五、七二〇円以下	平日	二、八六〇円以下	二六、〇〇〇円以下	二、三、四〇〇円以下
					二〇、八〇〇円以下		一三、五〇〇円以下	一〇、四〇〇円以下	五、七二〇円以下
					二七、〇〇〇円以下		二六、〇〇〇円以下	一三、五〇〇円以下	一〇、四〇〇円以下
					五二、〇〇〇円以下		二六、〇〇〇円以下	一三、五〇〇円以下	一〇、四〇〇円以下
					六一、五二〇円以下	日曜日・土曜日・休日	三、二六〇円以下	三三、八〇〇円以下	六、五三〇円以下
					九、五九〇円以下		三、二六〇円以下	三三、八〇〇円以下	六、五三〇円以下
					一二、七〇〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					一四、〇〇〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					三一、九〇〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					四、七九〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					四、〇三〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					五、三六〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					五、九〇〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					一三、四〇〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					二、〇一〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					二、一九〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					七、九八〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					三、五一〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					三、一九〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					二、三九〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					五八〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					七七〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					八五〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					一、九四〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					二九〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下
					七一〇円以下		三、二六〇円以下	一七、五〇〇円以下	一三、五〇〇円以下

小練習室 C	小練習室 B	小練習室 A	中練習室	大練習室	小稽古場三	小稽古場二
超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後 午前	超過一時間 一日 夜間 午後
二五〇円以下 一、七三〇円以下 七六〇円以下 六九〇円以下 五一〇円以下	二二〇円以下 一、五〇〇円以下 六六〇円以下 五九〇円以下 四五〇円以下	四一〇円以下 二、七五〇円以下 一、二一〇円以下 一、一〇〇円以下 八二〇円以下	九〇〇円以下 六、〇二〇円以下 二、六五〇円以下 二、四一〇円以下 一、八一〇円以下	四、二七〇円以下 二八、四〇〇円以下 一二、五〇〇円以下 一一、三〇〇円以下 八、五四〇円以下	三八〇円以下 二、五四〇円以下 一、一一〇円以下 一、〇二〇円以下 七六〇円以下	三五〇円以下 二、三四〇円以下 一、〇三〇円以下 九三〇円以下

六樂屋 大ホール第				五樂屋 大ホール第				四樂屋 大ホール第				三樂屋 大ホール第				二樂屋 大ホール第				一樂屋 大ホール第				小練習室D												
一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前	超過一時間	一日	夜間	午後	午前								
四、六六〇円以下	一、八六〇円以下	一、八六〇円以下	一、八六〇円以下	四四〇円以下	二、二〇〇円以下	八八〇円以下	八八〇円以下	八八〇円以下	四四〇円以下	一、二三〇円以下	六、一九〇円以下	二、四七〇円以下	二、四七〇円以下	二、四七〇円以下	八三〇円以下	四、一八〇円以下	一、六七〇円以下	一、六七〇円以下	一、六七〇円以下	一、六七〇円以下	八八〇円以下	四、四四〇円以下	一、七七〇円以下	一、七七〇円以下	一、七七〇円以下	一、七七〇円以下	八六〇円以下	四、三四〇円以下	一、七三〇円以下	一、七三〇円以下	一、七三〇円以下	一、二一〇円以下	一八〇円以下	五三〇円以下	四八〇円以下	三七〇円以下

音楽ホール	音楽ホール 第一楽屋	小ホール第 三楽屋	小ホール第 二楽屋	小ホール第 一楽屋	大ホール第 八楽屋	大ホール第 七楽屋	
午前 午後 夜間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	超過一時間
二、四一〇円以下	二、六一〇円以下 二、六一〇円以下 二、六一〇円以下 六、五四〇円以下 一、三〇〇円以下	一、七二〇円以下 一、七二〇円以下 一、七二〇円以下 四、三〇〇円以下 八五〇円以下	七五〇円以下 七五〇円以下 七五〇円以下 一、八七〇円以下 三七〇円以下	一、七七〇円以下 一、七七〇円以下 一、七七〇円以下 四、四四〇円以下 八八〇円以下	一、三〇〇円以下 一、三〇〇円以下 一、三〇〇円以下 三、二七〇円以下 六五〇円以下	一、〇二〇円以下 五、一一〇円以下 二、〇四〇円以下 二、〇四〇円以下 二、〇四〇円以下	九三〇円以下

第二楽屋	一日 超過一時間	六、〇二〇円以下 一、二〇〇円以下
音楽ホール 第三楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、一五〇円以下 一、一五〇円以下 二、八九〇円以下 五七〇円以下
音楽ホール 第四楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、六二〇円以下 一、六二〇円以下 一、六二〇円以下 四、〇五〇円以下 八一〇円以下
音楽ホール 第五楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、〇二〇円以下 一、〇二〇円以下 二、五六〇円以下 五一〇円以下
音楽ホール 第六楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	八四〇円以下 八四〇円以下 八四〇円以下 二、一一〇円以下 四二〇円以下
音楽ホール 第七楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	七二〇円以下 七二〇円以下 七二〇円以下 一、八一〇円以下 三六〇円以下
駐車場（一 台）		一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下（一 時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。）
附属設備		規則で定める額以下

（埼玉県長瀬射撃場条例の一部改正）

第二十条 埼玉県長瀬射撃場条例（平成六年埼玉県条例第十号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用区分	基本料金		超過料金	
		個人	団体	個人	団体
小口径ライフル射撃場	一般	二、一〇〇円以上 三、一五〇円以下	一人につき 一、六八〇円以上 二、五二〇円以下	五二〇円以上 七九〇円以下	一人につき 四二〇円以上 六三〇円以下
	学生	一、〇五〇円以上 一、五七〇円以下	一人につき 八四〇円以上 一、二六〇円以下	二六〇円以上 三九〇円以下	一人につき 二二〇円以上 三二〇円以下
大口径ライフル射撃場	一般	三、一五〇円以上 四、七二〇円以下	一人につき 二、五二〇円以上 三、七七〇円以下	七九〇円以上 一、一七〇円以下	一人につき 六三〇円以上 九四〇円以下
	学生及び生徒	五二〇円以上 七九〇円以下	一人につき 四二〇円以上 六三〇円以下	一三〇円以上 一九〇円以下	一人につき 一〇〇円以上 一六〇円以下
空気銃射撃場	一般	一、〇五〇円以上 一、五七〇円以下	一人につき 八四〇円以上 一、二六〇円以下	二六〇円以上 三九〇円以下	一人につき 二二〇円以上 三二〇円以下

(埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例の一部改正)

第二十一条 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター条例(平成六年埼玉県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「八〇〇円」を「八二〇円」に改め、同表講義室の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に改める。

(埼玉県種苗センター条例の一部改正)

第二十二條 埼玉県種苗センター条例(平成六年埼玉県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設の種類	種苗の区分	単位	期間	利用料金	
				基本料金	超過料金
名称					

育成ハ ウス		培養室	
実生苗		組織培養苗	
ポット苗	成型苗		
一ポット	トレイト	株三十	
は種をした日 から起算して 三十日以内	は種をした日 から起算して 四日を 超え十日 以内	は種をした日 から起算して 四日以内	育苗用 培地に 植付け をした 日から 起算し て六十 日以内
三〇〇円以下	一、受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 二、三三〇円以下 の数が、百トレイ 以上のとき。	一、受託するトレイ の数が、百トレイ 以上のとき。 二、受託するトレイ の数が、百トレイ 未満のとき。 八二〇円以下	五、八六〇円以下
五円以下	八〇円以下		一〇円以下

接ぎ木苗				箱苗					
なす及び トマト		きゅうり		園芸		作物		水稻	
一本				一箱					
は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内	は種を した日 から起 算して 七十日 以内	は種を した日 から起 算して 三十日 以内
二〇〇円以下		一四〇円以下		一、七四〇円以下 が、百箱未満のと き。		二 受託する箱の数 が、百箱以上のと き。		一 受託する箱の数 が、百箱未満のと き。	
				八〇円以下					

(埼玉県森林科学館条例の一部改正)

第二十三条 埼玉県森林科学館条例(平成六年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表木工工作室の項中「一、六九〇円」を「一、七四〇円」に、「二、二五〇円」を「二、三二〇円」に、「三、九四〇円」を「四、〇五〇円」に改め、同表第一学習室の項中「二、三五〇円」を「二、四二〇円」に、「三、一三〇円」を「三、二二〇円」に、「五、四八〇円」を「五、六四〇円」に改め、同表第二学習室の項中「八四〇円」を「八七〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一六〇円」

に、「一、九六〇円」を「二、〇二〇円」に改める。

(さいたま文学館条例の一部改正)

第二十四条 さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金		
	午前九時から午後零時三十分まで	午後一時から午後五時まで	午後五時三十分から午後九時まで
ホール	六、三四〇円以下	七、二四〇円以下	六、三四〇円以下
講座室一	一、六八〇円以下	一、九四〇円以下	一、六八〇円以下
講座室二	一、二九〇円以下	一、五四〇円以下	一、二九〇円以下
研修室一	七六〇円以下	九〇〇円以下	七六〇円以下
研修室二	一、四一〇円以下	一、五四〇円以下	一、四一〇円以下
研修室三(和室)	一、〇三〇円以下	一、二九〇円以下	一、〇三〇円以下
駐車場(一台)	三十分につき		一〇〇円以下
附属設備	知事が別に定める額以下		

(さいたまスーパーアリーナ条例の一部改正)

第二十五条 さいたまスーパーアリーナ条例(平成十一年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

施設等の名称	利用料金					
	基本料金		超過料金		基本料金	
	県民利用	一般利用	県民利用	一般利用	県民利用	一般利用
スタジアム	平日			平日		
	日曜日・土曜日・休日			日曜日・土曜日・休日		
	二、五一七、〇〇〇円以下	一、一三〇、〇〇〇円以下	三、八九、〇〇〇円以下	一、二八九、〇〇〇円以下	三、八八八、〇〇〇円以下	一、二八九、〇〇〇円以下
	二、七六九、〇〇〇円以下	一、二四二、〇〇〇円以下	四二八、〇〇〇円以下	一、二四二、〇〇〇円以下	四、二七七、〇〇〇円以下	一、二四二、〇〇〇円以下

ロッカー室〇〇八	ロッカー室〇〇七	ロッカー室〇〇六	ロッカー室〇〇五	ロッカー室〇〇四	ロッカー室〇〇三	ロッカー室〇〇二	ロッカー室〇〇一	コミュニティアリーナ				ホール				メインアリーナ					
								料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金 基本		料金 超過		料金	
								利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 県民	利用 一般	利用 一般
同	同	同	同	同	同	同	基本料金	二五、〇〇〇円以下	二九二、〇〇〇円以下	一〇一、〇〇〇円以下	二、九一六、〇〇〇円以下	一、〇〇五、〇〇〇円以下	平日	二五三、〇〇〇円以下	八七、〇〇〇円以下	二、五二八、〇〇〇円以下	八六四、〇〇〇円以下	平日	七三九、〇〇〇円以下	二五二、〇〇〇円以下	七、三八八、〇〇〇円以下
同	同	同	同	同	同	同	基本料金	二五、〇〇〇円以下	三二一、〇〇〇円以下	一一二、〇〇〇円以下	三、二〇八、〇〇〇円以下	一、一〇五、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	二七九、〇〇〇円以下	九六、〇〇〇円以下	二、七八〇、〇〇〇円以下	九五一、〇〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日	八一四、〇〇〇円以下	二七八、〇〇〇円以下	八、一二六、〇〇〇円以下

觀覽室三二五	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二四	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二三	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二二	同	一七、〇〇〇円以下
觀覽室三二一	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一四	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一三	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一二	同	三三、〇〇〇円以下
觀覽室三一	同	三三、〇〇〇円以下
特別觀覽室三二〇	同	四九、〇〇〇円以下
特別觀覽室三一〇	同	八一、〇〇〇円以下
控室三〇一	同	九、〇〇〇円以下
控室二〇二	同	一二、〇〇〇円以下
控室二〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇四	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇三	同	三三、〇〇〇円以下
控室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
控室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
控室〇〇一	同	三三、〇〇〇円以下
楽屋一〇六	同	一三、〇〇〇円以下
楽屋一〇五	同	一三、〇〇〇円以下
楽屋一〇四	同	一二、〇〇〇円以下
楽屋一〇三	同	二五、〇〇〇円以下
楽屋一〇二	同	二五、〇〇〇円以下
楽屋一〇一	同	二五、〇〇〇円以下
多目的室一〇六	同	三三、〇〇〇円以下
多目的室一〇五	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇四	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇三	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇二	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室一〇一	同	一七、〇〇〇円以下
多目的室〇〇三	同	六五、〇〇〇円以下
多目的室〇〇二	同	六五、〇〇〇円以下
多目的室〇〇一	同	六五、〇〇〇円以下

観覧室三二六	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二七	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二八	同		一七、〇〇〇円以下
観覧室三二九	同		三三、〇〇〇円以下
当日券売場	同		一七、〇〇〇円以下
駐車場	一台	規則で定める額以下 一時間以内七〇〇円以下（一時間を超える場合は、三分まで増すごとに三五〇円以下を加える。）	
附属設備		規則で定める額以下	

（埼玉県環境科学国際センター条例の一部改正）

第二十六条 埼玉県環境科学国際センター条例（平成十一年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中表の部分を次のように改める。

許可施設等の名称	使用料		
	午前	午後	一日
研修室一	一、四二〇円	二、〇〇〇円	三、〇八〇円
研修室二	九五〇円	一、三三〇円	二、〇五〇円
研修室三	九五〇円	一、三三〇円	二、〇五〇円

（埼玉県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第二十七条 埼玉県社会福祉総合センター条例（平成十二年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

会議施設等の名称	使用料		
	午前	午後	夜間
セミナー 北側	四、八八〇円	九、九七〇円	一一、四〇〇円
セミナー 南側	四、三五〇円	八、八七〇円	一〇、一三〇円
研修室一	一、七六〇円	三、四七〇円	四、〇八〇円
研修室二	一、八四〇円	三、六二〇円	四、二四〇円
研修室三	一、七二〇円	三、四〇〇円	四、〇〇〇円
準備室一	五四〇円	一、〇六〇円	一、二五〇円
準備室二	五七〇円	一、一三〇円	一、三三〇円
多目的実習室	三、六四〇円	七、一六〇円	八、四一〇円
会議室一	一、二二〇円	二、四一〇円	二、八二〇円
会議室二	二、七七〇円	五、四六〇円	六、四一〇円

附属設備	会議室三	一、八四〇円	三、六二〇円	四、二四〇円	八、三四〇円
	会議室四	一、八七〇円	三、六九〇円	四、三三〇円	八、五〇〇円
	別に知事が定める。				

(埼玉県生活環境保全条例の一部改正)

第二十八条 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一百六条第三項中「七千四百円」を「七千五百円」に改める。

(埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第二十九条 埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成十三年埼玉県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室一	三、二四〇	五、一八〇	三、八八〇
セミナー室二	三、二四〇	五、一八〇	三、八八〇
セミナー室三	一、六二〇	二、五九〇	一、九四〇
セミナー室四	一、六二〇	二、五九〇	一、九四〇
視聴覚セミナー室	五、八三〇	九、一八〇	六、九一〇
和室	二、八〇〇	四、四二〇	三、三四〇
準備室一	八六〇	一、四〇〇	一、〇八〇
準備室二	八六〇	一、四〇〇	一、〇八〇

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第三十条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一寝具の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第二診断書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五九〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表身体検査書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表死体検案書(検案料を含む。)の項中「八、四〇〇円」を「八、六四〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改め、同表証明書の項中「一、四九〇円」を「一、五三〇円」に改める。

(埼玉県生活科学センター条例の一部改正)

第三十一条 埼玉県生活科学センター条例(平成十四年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中表の部分を変更するように改める。

施設の名称	利用料金の上限額		
	午前	午後	夜間
実習室	二、五二〇円	四、〇三〇円	
研修室一	二、〇六〇円	三、二九〇円	二、四七〇円
研修室二	一、〇二〇円	一、六四〇円	一、二三〇円

(埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部改正)

第三十二条 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例(平成十四年埼玉県条例第六十五

号)の一部を次のように改正する。

別表第一大人の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同表会員券による利用の場合の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表特別の展示を行う期間の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に改める。

別表第二第一号の表中表の部分を変更するように改める。

区分	利用単位	使用料	
		県民	一般
副調整室の利用がある場合	一時間	一六、二〇〇円	三二、四〇〇円
合	一日	九七、二〇〇円	一九四、四〇〇円
副調整室の利用がない場合	一時間	五、九〇〇円	一一、八〇〇円
合	一日	三五、四〇〇円	七〇、八〇〇円

別表第二第二号の表中表の部分を変更するように改める。

利用単位	使用料	
	平日	日曜日・土曜日・休日
一時間	四、三四〇円	五、六一〇円
午前	八、三一〇円	九、四八〇円
午後	一五、一〇〇円	一九、五〇〇円
夜間	一五、一〇〇円	一九、六〇〇円
一日	三四、九〇〇円	四五、三〇〇円

別表第二第三号の表中表の部分を変更するように改める。

名称	使用料(月額)
インキュベートオフィス七〇一	九〇、〇〇〇円
インキュベートオフィス七〇二	九一、三〇〇円
インキュベートオフィス七〇三	五六、八〇〇円

インキュベートオフィス七〇四	四九、五〇〇円
インキュベートオフィス七〇五	四四、四〇〇円
インキュベートオフィス七〇六 (シェアードオフィス)	二三、一〇〇円
インキュベートオフィス八〇一	九〇、〇〇〇円
インキュベートオフィス八〇二	九一、三〇〇円
インキュベートオフィス八〇三	五六、八〇〇円
インキュベートオフィス八〇四	四九、五〇〇円
インキュベートオフィス八〇五	四四、四〇〇円
インキュベートオフィス八〇六	八二、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇一	六九、一〇〇円
インキュベートオフィス九〇二	四五、六〇〇円
インキュベートオフィス九〇三	四五、六〇〇円
インキュベートオフィス九〇四	七〇、五〇〇円
インキュベートオフィス九〇五	八九、四〇〇円
インキュベートオフィス九〇六	三九、八〇〇円

別表第二第四号の表中表の部分の部分を次のように改める。

名称	利用単位等		使 用 料	
			県 民	一 般
	一	一時間 一日	一九、七〇〇円	三九、五〇〇円
一 ノンリニア編集室	一週間	五九一、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	
		八、七〇〇円	一七、五〇〇円	
		五二、二〇〇円	一〇五、〇〇〇円	
	二 ノンリニア編集室	A 一週間 一日 一時間	二六一、〇〇〇円	五二五、〇〇〇円
			四、二〇〇円	八、四〇〇円
			二五、二〇〇円	五〇、四〇〇円
三 ノンリニア編集室	B 一週間 一日 一時間	一二六、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円	
		四、二〇〇円	八、四〇〇円	
		二五、二〇〇円	五〇、四〇〇円	
	リニア編集室	一週間 一時間 一日	一二六、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円
			九、一〇〇円	一八、三〇〇円
			五四、六〇〇円	一〇九、八〇〇円

マルチオーデイオ 室	A			一週間	二七三、〇〇〇円	五四九、〇〇〇円
	一時間	一日	一週間	六、一〇〇円	一二、三〇〇円	
	一時間	一日	一週間	三六、六〇〇円	七三、八〇〇円	
	一時間	一日	一週間	一八三、〇〇〇円	三六九、〇〇〇円	
映像制作研修室	B			一週間	二七九、〇〇〇円	五六一、〇〇〇円
	一時間	一日	一週間	二、九〇〇円	五、九〇〇円	
	一日	一時間	一日	一七、四〇〇円	三五、四〇〇円	
	一時間	一日	一週間	三〇〇円	六〇〇円	
会議室	一時間	一日	一週間	一、一〇〇円	二、三〇〇円	
	一時間	一日	一週間	一、一〇〇円	二、三〇〇円	
プレゼンテーション室	一時間	一日	一週間	一、一〇〇円	二、三〇〇円	
	一時間	一日	一週間	一、一〇〇円	二、三〇〇円	

別表第二第五号の表中「一六、〇〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改める。

(埼玉県産業技術総合センター条例の一部改正)

第三十三条 埼玉県産業技術総合センター条例(平成十四年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

種類	名称	単位	金額
加工機器	一 設計・		
	イ 五軸マシニングセンタ	一時間	三、〇九〇円
	ロ マシニングセンタ	一時間	一、八九〇円
	ハ 高速立型加工機	一時間	三、七三〇円
	ニ 立フライス盤	一時間	四二〇円
	ホ 簡易NC旋盤	一時間	六六〇円
	ヘ 旋盤	一時間	一六〇円
	ト 平面研削盤	一時間	三四〇円
	チ ラジアルボール盤	一時間	一一〇円
	リ 帯のこ盤	一時間	一五〇円
	ヌ 高圧油圧プレス機(一メガニュートン)	一時間	四八〇円
	ル 低圧油圧プレス機(一五キロニュートン)	一時間	二九〇円
	ヲ イオンプレーティング	一時間	二、〇四〇円

三 強度試 験機 器 (ン	二 表面観 察機 器																															
	ワ	カ	ヨ	タ	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム	ウ	キ	ノ	オ	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	カ	ヨ	タ	イ	
	YAGレーザー加工装置	イオン窒化装置	二軸押出成形機	射出型フローテスタ	ショットブラスト	サンドブラスト	大型インクジェットプリンタ	自動トレースシステム	インクジェット式積層造形装置	角形シートマシン	製麺機	油圧式圧搾機	型紙作製システム	マーキングシステム	縫製仕様書作成システム	集束イオンビーム加工観察装置	走査型電子顕微鏡	レーザー顕微鏡	走査型プローブ顕微鏡	光学顕微鏡(複合機能型)	光学顕微鏡(単機能型)	実体顕微鏡	高感度微分干渉顕微鏡	マイクロスコープ	マイクロCCDスコープ	高品位マイクロスコープ	高速度カメラ	試料研磨器	切断・研磨器	試料埋込器	イオンスパッタリング装置	万能材料試験機(一〇キロニュートン)
	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	
	二、三二〇円	一、三六〇円	九四〇円	八一〇円	二七〇円	一〇〇円	七〇円	二九〇円	一、四一〇円	二四〇円	一〇〇円	九〇円	三二〇円	二三〇円	一八〇円	五、八二〇円	三一〇円	七九〇円	六二〇円	二四〇円	九〇円	一五〇円	一七〇円	一八〇円	七〇円	七〇円	六〇〇円	二四〇円	一三〇円	一四〇円	一一〇円	四〇〇円

五 器 測 定 機	四 精 密 測 定 機 器	ロ	万能材料試験機（二〇キロニュートン）	一時間	六〇〇円
		ハ	万能材料試験機（一〇〇キロニュートン・五キロニュートン・一〇〇ニュートン）	一時間	四三〇円
		ニ	万能材料試験機（二五〇キロニュートン）	一時間	四〇〇円
		ホ	万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	一時間	七八〇円
		ヘ	ビデオ式非接触伸び計	一時間	七八〇円
		ト	微小表面材料特性評価システム	一時間	二八〇円
		チ	微小硬さ試験機	一時間	二四〇円
		リ	ビッカース硬さ試験機	一時間	八〇円
		ヌ	マイクロゴム硬度計	一時間	八〇円
		ル	ロックウエル硬度計	一時間	七〇円
		ヲ	シャルピー衝撃試験機（三〇〇ジュール）	一時間	三四〇円
		ワ	疲労試験機	一時間	六一〇円
		カ	落錘式衝撃試験機	一時間	五一〇円
		ヨ	引張せん断試験機	一時間	二六〇円
		イ	高精度三次元測定機	一時間	三、三八〇円
		ロ	三次元測定機	一時間	五一〇円
ハ	非接触三次元測定機	一時間	九五〇円		
ニ	レーザ干渉測長機	一時間	八一〇円		
ホ	測長機	一時間	七二〇円		
ヘ	二次元座標測定顕微鏡	一時間	一、二六〇円		
ト	画像測定機	一時間	八二〇円		
チ	真円度測定機	一時間	二七〇円		
リ	表面粗さ測定機	一時間	一五〇円		
ヌ	表面粗さ・輪郭形状測定機	一時間	三〇〇円		
ル	非接触微小形状測定機	一時間	一、五八〇円		
ヲ	三次元輪郭形状測定機	一時間	二五〇円		
イ	モーションキャプチャ	一時間	九四〇円		
ロ	サーモグラフィ	一時間	二九〇円		

ア	チップ型電気泳動装置	一時間	九〇円
テ	光電光沢計	一時間	五〇円
エ	色差計	一時間	一四〇円
コ	分光測色計	一時間	一五〇円
フ	色彩分析システム	一時間	一七〇円
ケ	発酵モニタ	一時間	一〇〇円
マ	ビスコアミログラフ	一時間	一四〇円
ヤ	エクステンソグラフ	一時間	一〇〇円
ク	米粒食味計	一時間	一一〇円
オ	振動式密度計	一時間	二〇〇円
ノ	香気成分測定装置	一時間	三三〇円
キ	レオメータ	一時間	六〇円
ウ	精密力量測定機	一時間	七〇円
ム	クリープ試験装置	一時間	二五〇円
ラ	ファリノグラフ	一時間	一三〇円
ナ	動的粘弾性測定装置	一時間	三一〇円
ネ	食品用熱分析システム	一時間	三八〇円
ツ	カールフイッシャー水分計	一時間	六〇円
ソ	熱膨張計	一時間	二四〇円
レ	ガス発生量測定機	一時間	二〇〇円
タ	接触角測定装置	一時間	一九〇円
ヨ	色差計・光沢計	一時間	二〇〇円
カ	粒度分布測定装置	一時間	二五〇円
ワ	メルトインデクサ	一時間	二二〇円
ヲ	混練抵抗測定装置	一時間	九八〇円
ル	毛管式流動性測定装置	一時間	五九〇円
ヌ	蛍光X線膜厚計	一時間	七三〇円
リ	熱伝導率計	一時間	三二〇円
チ	熱定数分析機	一時間	八四〇円
ト	弾性率測定装置	一時間	一、五四〇円
ヘ	形状測定装置	一時間	二七〇円
ホ	三次元デジタイザ	一時間	七四〇円
ニ	体圧分布測定装置	一時間	六五〇円
ハ	トレッドミル	一時間	一九〇円

七 電気・電子測定機器										六 試料調製機器																																																																																																																					
ト	ネットワークアナライザ	一時間	二二〇円	イ	電波暗室電磁波試験測定装置	一時間	一三、五〇〇円	イ	窒素雰囲気焼入炉	一時間	六二〇円	ロ	窒素雰囲気焼戻炉	一時間	三八〇円	ハ	高温電気炉	一時間	五二〇円	ニ	卓上電気炉	一時間	一、三九〇円	ホ	電気炉	一時間	一八〇円	ヘ	マッフル炉	一時間	三二〇円	ト	炭化焼成炉	一時間	四八〇円	チ	連続式ロータリーキルン	一時間	四二〇円	リ	熱風循環式乾燥機	一時間	一八〇円	ヌ	恒温恒湿室	一時間	六九〇円	ル	試験ロール機	一時間	二〇〇円	ヲ	超微粒子粉碎機（工業材料用）	一時間	一三〇円	ワ	超微粒子粉碎機（食品用）	一時間	一三〇円	カ	試料粉碎装置	一時間	一一〇円	ヨ	ミル式粉碎機	一時間	五三〇円	タ	カッター式粉碎機	一時間	三七〇円	レ	粉碎機	一時間	七〇円	ソ	造粒機	一時間	一一〇円	ツ	二軸エクストルーダ	一時間	五五〇円	ネ	かくはん機	一時間	九〇円	ナ	分離用小型超遠心機	一時間	二七〇円	ラ	真空凍結乾燥機	一時間	四二〇円	ム	安全キャビネット	一時間	一三〇円	ウ	ジャーファメンタ	一時間	一二〇円	エ	電気透析装置	一時間	九〇円	ノ	ファリノグラフ用ミキサ	一時間	九〇円	ハ	シールドルーム電磁波試験測定装置	一時間	二、七六〇円	ニ	電磁波妨害源探査装置	一時間	二九〇円	ホ	電磁波解析装置	一時間	一四〇円	ヘ	シールド材特性評価装置	一時間	一〇〇円

十 その他の規則で定める試験研究機器	又	赤外分光光度計	一時間	四一〇円
	ル	自記分光光度計	一時間	二八〇円
	ヲ	近赤外分析計	一時間	七二〇円
	ワ	有機酸分析システム	一時間	二五〇円
	カ	グルコースアナライザ	一時間	八〇円
	ヨ	自動滴定システム	一時間	八〇円
			一時間	六、〇一〇円以内で規則で定める額

別表第一第一号の表の備考第二号中「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に改める。

名称	金額（月額）
五〇一研究室	一三六、二〇〇円
五〇二研究室	一三六、二〇〇円
五〇三研究室	一三六、二〇〇円
五〇四研究室	一三六、二〇〇円
五〇五研究室	一三六、二〇〇円
五〇六研究室	一三六、二〇〇円
五〇七研究室	一三六、二〇〇円
五〇八研究室	一四五、四〇〇円
五五一研究室	八四、三〇〇円
五五二研究室	七三、九〇〇円
五五三研究室	三四八、三〇〇円
六五一研究室	七九、二〇〇円
六五二研究室	七九、二〇〇円
六五三研究室	七九、二〇〇円
六五四研究室	七九、二〇〇円
六五五研究室	八五、九〇〇円
六五六研究室	八五、九〇〇円
六五七研究室	七九、二〇〇円
六五八研究室	七九、二〇〇円
六五九研究室	七九、二〇〇円
六六〇研究室	八五、九〇〇円

別表第一第二号の表中表の部分の部分を次のように改める。

別表第一第三号の表中表の部分の部分を次のように改める。

名称		利用区分		金額	
三A会議室		午前		二、一〇〇円	
		午後		二、八一〇円	
		夜間		二、一〇〇円	
三B会議室		超過一時間		六九〇円	
		午後		二、八一〇円	
		夜間		二、一〇〇円	
四A会議室		午前		二、一〇〇円	
		午後		二、八一〇円	
		夜間		二、一〇〇円	
四B会議室		超過一時間		六九〇円	
		午後		二、八一〇円	
		夜間		二、一〇〇円	
四C会議室		午前		二、二五〇円	
		午後		三、〇〇〇円	
		夜間		二、二五〇円	
多目的ホール一		超過一時間		七五〇円	
		午後		六、三五〇円	
		午前		八、四七〇円	
多目的ホール二		超過一時間		二、一一〇円	
		午後		六、三五〇円	
		午前		八、七二〇円	
		超過一時間		二、九〇〇円	
		午後		八、七二〇円	
		夜間		一一、六〇〇円	

別表第一第四号の表中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改める。

別表第二第一号の表中表の部分の部分を次のように改める。

大分類	中分類	小分類	細目	単位	金額
-----	-----	-----	----	----	----

															イ 一般分析		分析	
															口 機器分析			
(6) ICP質量分析装置	(5) 光電子分光装置による分析				(4) 分光光度計による定量分析	(3) 原子吸光度計による定量分析	(2) 炭素・硫黄分析装置による定量分析	(1) 蛍光X線分析装置による分析		(3) 重量法による分析		(2) 一般定量分析		(1) 一般定性分析				
	深さ方向分析							マッピング	状態分析	定性分析	定量分析	非鉄金属	鉄鋼					
一試料	一試料 (五元素一〇水準以内)				一測定	一試料 (五元素以内)	一成分	一試料	一成分	一試料	一成分	一試料	一成分	一試料	一成分			
一四、二〇〇円	三二、六〇〇円 (一元素を増すごとに三、二九〇円、一水準を増すごとに三、〇〇〇円を加える。)				〇円を加える。)	三、九〇〇円 (一元素を増すごとに六、二九〇円を加える。)	三、五七〇円	三、〇〇〇円	七、七二〇円	二、七一〇円	二、四一〇円	三、三〇〇円	二、八〇〇円	九四〇円	七五〇円			

二 材料試 験																			
イ 強度試 験																			
(1) 度試験 一般強	(15) 分析	(14) 析	(13) る分析	(12) フによる分析	(11) による分析	(10) による分析	(9) 分析 置による NMR装 FT-IR					(8) イクロア ナライザ による分 析		(7) による分析		による分析			
強度試験 固体試料の							素核の測定	固体試料炭	測定	核二次元の	素核・水素	液体試料炭	素核の測定	液体試料水	マッピング	試料分析			
一項目	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一測定	一試料	一測定	一測定	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一成分	一試料	一成分
(一項目を増す	一、二一〇円	九、六〇〇円	三、八一〇円	四、七〇〇円	一四、六〇〇円	五、四〇〇円	九、六九〇円	六七、五〇〇円				三四、三〇〇円	八、三一〇円	三二、一〇〇円	二九、一〇〇円	〇円を加える。 ごとに一、五七 〇円を加える。)	九、五〇〇円 (一成分を増す ごとに一、五七 〇円を加える。)	〇円を加える。 ごとに二、〇二 〇円を加える。)	(一成分を増す ごとに二、〇二 〇円を加える。)

		ハ 組織試験		ロ 物理試験													
(3)	走査型電子顕微鏡による試験	(2) レーザー顕微鏡による試験	(1) 光学顕微鏡による試験		(8) 粒度分布試験	(7) 防水度試験	(6) 収縮率試験	(5) 通気性試験	(4) ピリング試験	(3) 織度試験	(2) 透湿度試験	(1) 一般的な物理試験	(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	よるもの
			前処理が不要なもの	前処理が必要なもの													
一試料	一測定	一試料	一試料	一試料	一項目	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料	一項目	一項目	一試料	一項目	一試料	一測定
六、六八〇円	を加える。)	八、七二〇円 (一測定を増すごとに六四〇円	三、二六〇円	一、〇二〇円	五、二四〇円	七五〇円	七八〇円	七七〇円	八三〇円	五五〇円	二、四六〇円	九九〇円	一、〇六〇円	八四〇円	七四〇円	七〇〇円	

		ホ 表 面 処 理 試 験		ニ 耐 候 性 試 験					
(3) 水噴霧試	(2) アルカリ、密着、ピンホール)	(1) 定		(2) よる試験	(1) よる試験	(5) よる試験	(4) よる試験	よる試験	
		電解式によるもの	蛍光X線式によるもの					トンネル顕微鏡によるもの	原子間力顕微鏡によるもの
内の試験	四八時間以内	一層	一試料	二四時間	二四時間	一試料	一測定	一試料	一測定
一試料	一項目	一層	一試料	二四時間	二四時間	一試料	一測定	一試料	一測定
一、八三〇円	九四〇円	二、一七〇円 (二層を増すごとに四〇〇円を加える。)	五九〇円	八、七一〇円 (二四時間までを増すごとに四、六一〇円を加える。)	九、八〇〇円 (二四時間までを増すごとに五、八〇〇円を加える。)	六三、七〇〇円 (二四時間までを増すごとに五、八〇〇円を加える。)	九、三二〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。)	一、二二〇円 (二種類を増すごとに六五〇円を加える。)	一、二、六〇〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。)

ロ E M C 測	三 測 定 及 イ び 検 査												
	精密測定												
(1)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)		(4)	(3)	(2)	(1)			
電波暗室を使用する	ねじの測定	非接触三次元測定機による測定	三次元輪郭形状測定機による曲面形状測定	三次元測定機による測定	輪郭形状測定	二次元分解能五〇ナノメートル以上の測定	真円度測定	表面粗さ測定(平面)	角度測定	長さ測定			
一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一領域 一試料	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	
一七、四〇〇円	五二〇円	一五、三〇〇円 (一測定を増すごとに五、六八〇円を加える。)	五〇、七〇〇円 (一領域を増すごとに二五、五〇〇円を加える。)	四、八五〇円	四、九四〇円 (一測定を増すごとに八九〇円を加える。)	一、九二〇円	二、五六〇円	一、五五〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	(一〇時間以内)を増すごとに七四〇円を加える。)	

六 調製										五 官能試 験	四 微生物 試験	定									
試験片調製										温度設定のない試験	生菌数の測定	測定									
(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)				(4)	(3)	(2)							
精密研磨器による調	工芸材料試験片調製	イザ試験片調製	X線マイクロアナ	顕微鏡試験片調製	硬さ試験片調製	衝撃試験片調製	引張試験片調製	射出成形機による調製	押出成形機による調製			X線探傷検査	シールドルームを使用する測定	電磁波障害対策室を使用する測定							
三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	三〇分	一試料	一項目	一試料	一試料	一試料	一試料						
二、五七〇円	一、〇八〇円	一、三三〇円	七五〇円	五八〇円	一、七二〇円	八一〇円	三、〇〇〇円	二、〇六〇円	二六〇円	一、四六〇円	六、八九〇円	四、三九〇円 (二時間を増すごとに三、〇三〇円を加える。)	六、八七〇円 (二時間を増すごとに五、五〇〇円を加える。)	九、〇六〇円 (二時間を増すごとに七、七五〇円を加える。)	〇〇円を加える。 (一時間を増すごとに一六、一〇〇円を加える。)						

製

七 立会試験	一時間	一、三〇〇円
八 その他の依頼試験	一件	六七、五〇〇円 以内で知事が定 める額

別表第二第二号の表中「三九〇円」を「四〇〇円」に改める。

(埼玉県立げんきプラザ条例の一部改正)

第三十四条 埼玉県立げんきプラザ条例(平成十五年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

げんきプラザの名称		施設の名称		利用区分		単位		金額(円)																												
埼玉県立長瀬げんきプラザ		宿泊室		一般又は学生	一人一泊	八二〇																														
				生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	五一〇																														
				義務教育終了前の者	一人一泊	三〇〇																														
		キャンプ用テント		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇																														
				義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇																														
				第一研修室	午後	一、三三〇																														
		第一研修室	夜間	一、〇二〇																																
		第一研修室	一日	三、〇八〇																																
		第二研修室		午後															一、三三〇																	
				夜間															一、七四〇																	
				一日															四、〇一〇																	
		和風研修室		午後															五一〇																	
夜間	四一〇																																			
一日	一、二三〇																																			
		午前	一、一三〇																																	
		午後																																		
		午前																																		

第四研修室		第三研修室				第二研修室				第一研修室				宿泊室			面 体育館（半）				面 体育館（全）				美術工芸室				音楽室									
																	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間
午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	
														一人一泊		一人一泊	一人一泊																					
五一〇	四一〇	一、二三〇	四一〇	五一〇	四一〇	一、五四〇	五一〇	七二〇	五一〇	三、二九〇	一、一三〇	一、四四〇	一、一三〇	三〇〇		五一〇	八二〇	二、三一〇	七七〇	一、〇二〇	七七〇	四、六二〇	一、五四〇	二、〇五〇	一、五四〇	一、八五〇	六一〇	八二〇	六一〇	三、二九〇	一、一三〇	一、四四〇						

埼玉県立加須げんき
プラザ

キャンプ用 テント			宿泊室			ト テニスコー	面) 体育館(半			面) 体育館(全			音楽室			和室研修室			美術工芸室							
の者	義務教育終了前 準ずる者	一般又は学生 生徒又はこれに 準ずる者	の者	義務教育終了前 準ずる者	一般又は学生 生徒又はこれに 準ずる者		一日	夜間	午後 午前	一日	夜間	午後 午前	一日	夜間	午後 午前	一日	夜間	午後 午前	一日	夜間	午後 午前	一日	夜間			
一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	間 一面一時																				
一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八二〇	三〇〇	二、三一〇	七七〇	一、〇二〇 七七〇	四、六二〇	一、五四〇	二、〇五〇 一、五四〇	三、〇八〇	一、〇二〇	一、三三〇	一、〇二〇	二、二六〇	七二〇	一、〇二〇	七二〇	二、四六〇	八二〇	一、一三〇	八二〇	一、二三〇	四一〇

埼玉県立小川げんき
プラザ

埼玉県立小川げんき
プラザ

面)			講堂			研修室			キャンプ用 テント			宿泊室			集会室			研修室			バンガロー													
夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前 の者	準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	の者	義務教育終了前 の者	準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前 の者	準ずる者	生徒又はこれに 準ずる者	一般又は学生	
											一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊																			
一、五四〇	二、〇五〇	一、五四〇	二、四六〇	八二〇	一、一三〇	八二〇	一、二三〇	四一〇	五一〇	四一〇	一〇〇		二〇〇		三〇〇		三〇〇		五一〇		八二〇	四、二一〇	一、四四〇	一、八五〇	一、四四〇	二、二六〇	七二〇	一、〇二〇	七二〇	二〇〇		三〇〇	四一〇	

					埼玉県立名栗げんき プラザ																					
キャンプ用		宿泊室			集会室			バンガロー			キャンプ用 テント			宿泊室			ト	テニスコー	面) 体育館(半							
準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	の者	義務教育終了前	準ずる者	生徒又はこれに	一般又は学生	一日	夜間	午後	午前	一日
一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊								一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊	間	一面一時				
二〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八二〇	二、二六〇	七二〇	一、〇二〇	七二〇				一〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	五二〇	八二〇	三〇〇	二、三一〇	七七〇	一、〇二〇	七七〇	四、六二〇			

埼玉県立大滝げんき
プラザ

面) 体育館(半)				面) 体育館(全)				陶芸室				木工室				大研修室二				大研修室一				小研修室二				小研修室一				テント	
一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	一日	夜間	午後	午前	の者	義務教育終了前
																																一人一泊	
二、三 一〇	七七〇	一、〇二〇	七七〇	四、六二〇	一、五四〇	二、〇五〇	一、五四〇	三、〇八〇	一、〇二〇	一、三三〇	一、〇二〇	三、〇八〇	一、〇二〇	一、三三〇	一、〇二〇	四、六二〇	一、五四〇	二、〇五〇	一、五四〇	四、六二〇	一、五四〇	二、〇五〇	一、五四〇	三、〇八〇	一、〇二〇	一、三三〇	一、〇二〇	三、〇八〇	一、〇二〇	一、三三〇	一、〇二〇	一〇〇	

別表第二中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

(さいたま緑の森博物館条例の一部改正)

第三十五条 さいたま緑の森博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六五〇円」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館条例の一部改正)

第三十六条 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

別表第三中「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

(埼玉県立史跡の博物館条例の一部改正)

第三十七条 埼玉県立史跡の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館条例の一部改正)

第三十八条 埼玉県立自然と川の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「六二〇円」を「六三〇円」に、「七八〇円」を「八〇〇円」に改める。

別表第二中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

別表第三中「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

別表第四第一号の表中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、別表第四第二号の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改める。

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部改正)

第三十九条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例(平成二十二年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「配膳室」を「配膳室」に改め、同号の表中「五、三〇〇」を「五、四〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、九〇〇」に、「一四、五〇〇」を「一四、九〇〇」に、「一六、一〇〇」を「一六、五〇〇」に、「六、三〇〇」を「六、四〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一一、七〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「一七、四〇〇」に、「一八、九〇〇」を「一九、四〇〇」に、「七、八〇〇」を「八、〇〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、三〇〇」に改め、同表の備考第五号中「一六、一〇〇円、一八、九〇〇円、九、一〇〇円」を「一六、五〇〇円、一九、四〇〇円、九、三〇〇円」に改め、別表第二号の表中「九四、八一〇」を「九七、五一〇」に、「一五四、一六〇」を「一五八、五六〇」に、「一九、二七〇」を「一九、八二〇」に、「一九五、二八〇」を「二〇〇、八五〇」に、「四八、八二〇」を「五〇、二二〇」に改め、別表第三号の表中「一五、〇〇〇」を「一五、四〇〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後最初に到来する第一条の規定による改正後の埼玉県工業用水道料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

4 第一条の規定による改正後の埼玉県水道用水料金徴収条例第三条の規定は、施行日以後に供給する水道用水の料金の額について適用し、施行日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

5 第三十二条の規定による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例別表第二第三号及び第五号の規定並びに第三十三条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例別表第一第二号及び第四号の規定は、施行日以後の利用であつて平成二十五年十月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日以後の利用であつて平成二十五年十月一日以後に許可を受けたものに係る使用料（施行

日前に発した納入通知書により領収するものに限る。）及び平成二十五年十月一日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例三号）（財政課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、狩猟免許更新申請手数料等の額を改定するとともに、家畜検査手数料を徴収する検査の追加等をするための改正

二 内容

- (一) 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う、手数料の額の改定
- (例) 狩猟免許更新申請手数料
- (現行) 二千八百円 (改正後) 二千九百円
- (二) 手数料の新設
- (例) 牛白血病の検査（血清学的検査） 七百元
- (三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十六年四月一日。ただし、二(三)の一部は平成二十六年六月十二日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。
第三条中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 別表福祉部の項第二号の保育士 児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験の全部の免除の申請に対する 指定試験機関

審査

別表環境部の項第五十二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改める。

別表福祉部の項第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「(昭和二十三年政令第七十四号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験全部免除申請手数料	二千四百円
---	----------------	-------

別表保健医療部の項第三百三十七号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同項第三百二十九号中「第十四条若しくは第十五条」を「若しくは第十四条」に改

め、同項第四百十三号及び第四百四十四号中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同項第四百四十五号から第四百四十七号までの規定中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める。

別表産業労働部の項第十一号中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に、「一万千円」を「一万千九百円」に改める。

別表農林部の項第二十七号中リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ	牛白血病の検査	
(1)	血清学的検査	七百円
(2)	(1)以外の検査	千五百円

別表都市整備部の項第九十五号中「十六万六千八百円」を「十七万四千四百八十円」に、「十一万五千三百五十円」を「十一万八千五百六十円」に、「二十二万二千四百五十円」を「二十二万八千七百二十円」に、「十四万三千七百円」を「十四万七千七百二十円」に、「二十五万五千円」を「二十六万二千二百円」に、「十五万七千三百五十円」を「十六万七千七百六十円」に、「三十三万六千九百円」を「三十四万六千四百四十円」に、「十九万九千三百五十円」を「二十万四千九百六十円」に、「六十一万九千三百五十円」を「六十三万六千九百六十円」に、「三十三万七千九百五十円」を「三十四万七千五百二十円」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表保健医療部の項の改正規定は、同年六月十二日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県債権の適正な管理に関する条例（埼玉県条例第四号）（財政課）

一 趣旨

債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資するための条例の制定

二 内容

(一) 強制執行等の実施

ア 督促後、納付がない場合は、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、担保権の実行等、強制執行又は訴訟手続を行う。

イ 訴訟手続を実施する際は、支払督促の申立てを積極的に行う。

ウ 同一の債務者について県の債権が複数存在するときは、できる限り一括して支払督促の申立てを行う。

(二) 納付がない場合の情報の利用

ア 強制徴収公債権は他の債権の情報を利用することができる。

イ 非強制徴収債権は他の非強制徴収債権の情報を利用することができる。

(三) 私債権の債権放棄

私債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が次のいずれかに該当する場合、この条例に基づき、議会の議決を個別に得ることなく債権を放棄することができる。

ア 強制執行の対象となる財産がないとき

イ 強制執行をした場合に、生活が著しく窮迫するおそれがあるとき

ウ 所在が不明であるとき

(四) 議会への報告

私債権を放棄したときは、その種類、件数及び額について議会へ報告する。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県債権の適正な管理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県債権の適正な管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めるところにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県の債権 県が有する金銭の給付を目的とする権利をいう。
- 二 強制徴収公債権 県の債権のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができるものをいう。
- 三 非強制徴収債権 県の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- 四 私債権 非強制徴収債権のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十六条第二項の規定の適用を受けないものをいう。

(債権管理の原則)

第三条 県の債権の管理については、地方自治法、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。第五条において「令」という。）その他の法令、他の条例又は規則（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。次条第一項において同じ。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(知事等の責務)

第四条 知事、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者（以下「知事等」という。）は、法令、条例及び規則に基づき、適切かつ効率的に県の債権を管理するものとする。

2 知事等は、県の債権の管理の適正化を図るため、県の債権の管理についての手

続を整えるとともに、県の債権の管理に関する事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(強制執行等)

第五条 知事等は、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、令第七十一条の二第一号の規定による担保権の実行の手續等、同条第二号の規定による強制執行の手續又は同条第三号の規定による訴訟手續を行うものとする。

2 知事等は、令第七十一条の二第三号に規定する債権については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百八十三条の規定による支払督促の申立て（次項において単に「支払督促の申立て」という。）を積極的に行うものとする。

3 知事等は、令第七十一条の二本文に規定する場合において、一の債務者につき県の債権が複数存在するときは、できる限り一括して支払督促の申立てを行うものとする。

(情報の利用)

第六条 知事等は、強制徴収公債権について、履行期限までに履行されない場合には、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の県の債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

2 知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行されない場合には、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により知り得た情報を利用することができる。

(放棄)

第七条 知事等は、私債権の消滅時効が完成し、かつ、当該私債権に係る債務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びその履行に係る遅延利息、違約金その他の損害金を徴収する権利を放棄することができる。

- 一 強制執行の対象となる財産がないとき。
 - 二 強制執行をした場合に、生活が著しく窮迫するおそれがあるとき。
 - 三 所在が不明であるとき。
- (議会への報告)

第八条 知事は、知事等が前条の規定により私債権を放棄したときは、当該年度に放棄した私債権の種類、件数及び額について、翌年度の議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

一 趣旨

埼玉県立小児医療センターの新病院の開設準備等のため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二百百三人 二百百四十七人（+ 四十四人）

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千百三人」を「二千百四十七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（情報システム課）

一 趣旨

本人確認情報を提供する事務を追加するための改正

二 内容

公安委員会が行う放置違反金の事務に対して、本人確認情報を新たに提供

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

公安委員会	<p>道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務であつて次に掲げる者（当該者が法人である場合にあつては当該法人の役員として登記された者、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <ol style="list-style-type: none">一 法第五十一条の四第四項の規定による命令の対象となる者二 法第五十一条の四第六項の規定による通知の対象となる者三 法第五十一条の四第十三項の規定による督促の対象となる者四 法第五十一条の四第十四項の規定による徴収の対象となる者
-------	--

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、副部長級以上の職員の管理職手当を減額するた
めの改正

二 内容

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、部局長級職員
及び副部長級職員の管理職手当を十パーセント減額

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 管理職手当に関する規則別表第一の職の欄に掲げる職のうち区分が一種及び二種とされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第七条の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当等の特例に関する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、知事等の期末手当等を減額する特例を定めるための条例の制定

二 内容

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、知事等の期末手当等を次のとおり減額

	対象	減額率
知事	期末手当	百分の二十
副知事等	期末手当	百分の十
行政委員会の委員等	報酬	百分の十

副知事等

副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長及び常勤の監査委員

行政委員会の委員等

行政委員会の委員及び監査委員（常勤の委員を除く。）

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

知事等の期末手当等の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

知事等の期末手当等の特例に関する条例

(知事等の期末手当の額の特例)

第一条 知事、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員の期末手当の額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第三条第一項の規定にかかわらず、知事にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の二十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(教育長の期末手当の額の特例)

第二条 教育長の期末手当の額は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)第四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(行政委員会の委員等の報酬の額の特例)

第三条 行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十号)第二条の委員に支給する報酬の額は、同条の規定にかかわらず、同条例別表第一の報酬の欄に掲げる額からそれぞれその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人二法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人キャンパー（行田市）

特定非営利活動法人メイあさかセンター（朝霞市）

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

5	特定非営利活動法人キャンペー	埼玉県行田市大字北河原七百五番
6	特定非営利活動法人メイあさかせ ンター	埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県熊谷会館条例の廃止等に関する条例（埼玉県条例第十号）（文化振興課）

一 趣旨

埼玉県熊谷会館を廃止するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、同館を廃止するまでの間における利用料金の額を改定するための条例の制定

二 内容

(一) 埼玉県熊谷会館の廃止

(二) 埼玉県熊谷会館を廃止するまでの間における利用料金上限額の引上げ

三 施行期日

平成二十七年四月一日から施行。ただし、二の(二)は平成二十六年四月一日から施行。

	第二リ ハサ ル室				第一リ ハサ ル室				展示室		第三会 議室			第二会 議室										
	F		E		F		E		D		C	一	夜	午	午	一	夜	午						
午 後	午 前	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	一 日	一 日	夜 間	午 後	午 前	一 日	一 日	夜 間	午 後				
六、 三七〇 円以下	四、 四九〇 円以下	一、 八四〇 円以下	一、 四二〇 円以下	六、 二六〇 円以下	五、 一六〇 円以下	三、 六八〇 円以下	九二〇 円以下	六、 七一〇 円以下	三、 一三〇 円以下	二、 五八〇 円以下	一、 八四〇 円以下	一〇、 九〇〇 円以下	七、 四一〇 円以下	三、 一三〇 円以下	四、 四一〇 円以下	五、 二七〇 円以下	一、 九一〇 円以下	六、 七一〇 円以下	三、 二六〇 円以下	二、 六八〇 円以下	一、 九一〇 円以下	四、 九八〇 円以下	二、 四二〇 円以下	一、 九九〇 円以下

備 附 属 設	屋 第 四 楽				屋 第 三 楽				屋 第 二 楽				屋 第 一 楽				儿 室 ハ ー サ 第 三 リ											
	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	F				E								
																超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前	超 過 一 時 間	一 日	夜 間	午 後	午 前			
規則で定める額以下	二、八六〇円以下	一九、〇〇〇円以下	九、七七〇円以下	八、〇九〇円以下	五、七三〇円以下	一、五六〇円以下	一〇、二〇〇円以下	五、三二〇円以下	四、四一〇円以下	三、一二〇円以下	七五〇円以下	四、九七〇円以下	二、五七〇円以下	二、一三〇円以下	一、五一〇円以下	三、二七〇円以下	二一、五〇〇円以下	一、一〇〇円以下	九、二四〇円以下	六、五五〇円以下	四、三四〇円以下	三三、八〇〇円以下	一五、三六〇円以下	一二、七四〇円以下	八、九八〇円以下	二、一七〇円以下	一六、四〇〇円以下	七、六八〇円以下

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）

（消費生活課）

一 趣旨

埼玉県消費者行政活性化基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

（改正前） 平成二十六年三月三十一日まで

（改正後） 平成四十年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十六年三月三十一日」を「平成四十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例（埼玉県条例第十二号）（社会福祉課）

一 趣旨

民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を定めるための条例の制定

二 内容

市町村（さいたま市及び川越市を除く。）の区域ごとの民生委員の定数を規定

（例）熊谷市 三百二十一人

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

市 町 村	定 数
熊谷市	三百二十一人
川口市	六百二十八人
行田市	百五十六人
秩父市	二百三人
所沢市	四百九十四人
飯能市	百六十七人
加須市	二百三十六人
本庄市	百七十九人
東松山市	百五十六人
春日部市	三百四十六人
狭山市	二百四十四人
羽生市	百九人
鴻巣市	二百二人
深谷市	二百六十四人
上尾市	三百十四人

伊奈町	白岡市	ふじみ野市	吉川市	日高市	鶴ヶ島市	幸手市	坂戸市	蓮田市	三郷市	富士見市	八潮市	北本市	久喜市	桶川市	新座市	和光市	志木市	朝霞市	入間市	戸田市	蕨市	越谷市	草加市
六十三人	九十九人	百七十人	百十六人	百六人	百十五人	九十人	百四十八人	百十四人	二百十三人	百七十一人	百二十二人	百四十五人	二百八十六人	百四十人	二百十二人	九十一人	八十四人	百五十九人	二百五十一人	百六十一人	百二十九人	四百四十三人	三百九人

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

松伏町	杉戸町	宮代町	寄居町	上里町	神川町	美里町	東秩父村	小鹿野町	長瀨町	皆野町	横瀬町	ときがわ町	鳩山町	吉見町	川島町	小川町	嵐山町	滑川町	越生町	毛呂山町	三芳町
五十七人	八十人	五十三人	七十六人	六十二人	三十六人	三十二人	二十一人	四十七人	二十四人	二十八人	二十七人	三十五人	三十五人	四十六人	五十一人	六十九人	四十一人	三十七人	三十一人	七十五人	六十一人

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（高齢介護課）

一 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、要介護認定等に関する処分に対する審査請求を取り扱う一の合議体の委員の定数を定めるための条例の一部改正

二 内容

要介護認定等に関する処分に対する審査請求を取り扱う一の合議体の委員の定数を三人と定める。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成十一年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「委員」を「委員等」に改める。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（公益を代表する委員の定数）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（合議体を構成する委員の定数）

第二条 介護保険法第百八十九条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（高齢介護課）

一 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるための条例の一部改正

二 内容

（一） 人員の基準

（例）利用者三十五人に対し、常勤の介護支援専門員一人を配置すること

（二） 運営の基準

（例）事故防止対策として、利用者の安全確保に努めること

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第四款 運営に関する基準（第二百七十一条 第二百七十七条）」

「 第四款 運営に関する基準（第二百七十一条 第二百七十七条）」

第二章の二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

第一節 総則（第二百七十七条の二 第二百七十七条の四）

第二節 人員に関する基準（第二百七十七条の五・第二百七十七条の六）

を
第三節 運営に関する基準（第二百七十七条の七 第二百七十七条の三十

二）

第四節 基準該当居宅介護支援に関する基準（第二百七十七条の三十三）」

に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

第一節 総則

（定義）

第二百七十七条の二 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第二百七十七条の三 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第三百三十二条の三の二に規定する者とする。

（基本方針）

第二百七十七条の四 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならぬ

い。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、
多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるもの
なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の
意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居
宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下
同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのない
よう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条
の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第二十条の七の二
に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防
支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以
下同じ。）、「介護保険施設等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生しない
よう利用者の安全の確保に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百七十七条の五 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下この
章において「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに置くべき介護支援専門
員その他の従業者の員数に係る基準は、省令第二条に規定する基準の例によるこ
ととする。

（管理者）

第二百七十七条の六 指定居宅介護支援事業所の管理者に係る基準は、省令第三条
に規定する基準の例によることとする。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百七十七条の七 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第四条に規
定する基準の例によることとする。

（提供拒否の禁止）

第二百七十七条の八 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第五条に規定する基準の
例によることとする。

（サービス提供困難時の対応）

第二百七十七条の九 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第二百七十七条の十三第二項及び第二百七十七条の二十一第五号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第二百七十七条の十 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第二百七十七条の十一 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第二百七十七条の十二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第二百七十七条の十三 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この節において同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、

それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 2 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

- 2 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

- 2 指定居宅介護支援の具体的取扱方針に係る基準は、省令第十三条に規定する基準の例によることとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）

- 2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合）に対しては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合）に対しては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居

宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二百七十七条の十九 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第二百七十七条の二十 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二百七十七条の二十一 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二百七十七条の二十五において「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第二百七十七条の二十二 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければ

ならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二百七十七条の二十三 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二百七十七条の二十四 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第二百七十七条の二十五 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第二百七十七条の二十六 秘密保持に係る基準は、省令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

(広告)

第二百七十七条の二十七 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二百七十七条の二十八 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二百七十七条の二十九 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第六項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二百七十七条の三十 事故発生時の対応に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

(会計の区分)

第二百七十七条の三十一 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならぬ。

(記録の整備)

第二百七十七条の三十二 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会

計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 省令第十三条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 省令第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 省令第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 省令第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第二百七十七条の十九に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二百七十七条の二十九第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 省令第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四節 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第二百七十七条の三十三 第二百七十七条の四及び前二節(第二百七十七条の二十九第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条の五中「第二条」とあるのは「第三十条において準用する省令第二条」と、第二百七十七条の六中「第三条」とあるのは「第三十条において準用する省令第三条」と、第二百七十七条の七中「第四条」とあるのは「第三十条において準用する省令第四条」と、第二百七十七条の八中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する省令第五条」と、第二百七十七条の十三第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と、第二百七十七条の十六中「第十三条」とあるのは「第三十条において準用する省令第十三条」と、第二百七十七条の二十六中「第二十三条」とあるのは「第三十条において準用する省令第二十三条」と、第二百七十七条の三十中「第二十七条」とあるのは「第三十条において準用する省令第二十七条」と、第二百七十七条の三十二第二項第一号中「第十三条第十二号」とあるのは「第三十条において準用する省令第十三条第十二号」と、同項第二号口中「第十三条第七号」とあるのは「第三十条において準用する省令第十三条第七号」と、同号八中「第十三条第九号」とある

のは「第三十条において準用する省令第十三条第九号」と、同号二中「第十三条第十三号」とあるのは「第三十条において準用する省令第十三条第十三号」と、同項第五号中「第二十七条第二項」とあるのは「第三十条において準用する省令第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第二百八十八条第三項中「（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）」を削る。

第三百八十五条中「附則第二条第四号」を「附則第二条第五号」に改める。

附則第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（障害者支援課）

一 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の改正を行う。

二 内容

(一) 条例改正の概要

- ・ 重度訪問介護におけるホームヘルパーの利用対象者の拡充及びグループホーム（共同生活援助）とケアホーム（共同生活介護）の一元化を行うために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例を一部改正する。

・ その他規定の整備。（条項の追加、文言整理等）

(二) 条例改正の理由

平成二十六年四月一日に一部施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく省令が改正されたことによる。

(三) 改正の効果

重度の知的障害者及び重度の精神障害者が重度訪問介護を利用できるようになったほか、グループホームに入居している者が、高齢化や重度化しても、引き続きグループホームに暮らし続けることが可能となる。

三 施行期日

公布の日

条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県条例第十五号

埼玉県知事 上 田 清 司

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

「第七節 共同生活介護

第一款 基本方針（第二百二十四条）

目次中 第二款 人員に関する基準（第二百五条・第二百二十六条）を「第

第三款 設備に関する基準（第二百二十七条）

第四款 運営に関する基準（第二百二十八条 第四百十一条）」

七節 削除」に、「第四款 運営に関する基準（第九十九条 第二百一条）」を

「第四款 運営に関する基準（第九十八条の二 第二百一条）」

第五款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）に、

第二目 人員に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）

第三目 設備に関する基準（第二百一条の六）

第四目 運営に関する基準（第二百一条の七 第二百一条の十二）

「第十五節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）」

を「第十五節 削除」に改める。

第四条第一項中「第七節」を「第八節」に改める。

第五条第二項中「であつて常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するもの」に改める。

第六条中「者（以下この節）」の下に「及び第十三節第五款」を加える。

第二十三条中「第三百三十一条」を「第三百五十七条の二」に改める。

第六十条第一項中「第三百三十三条」を「第九十八条の六」に改める。

第一百一条中「第七条」を「第五十二条」に、「第六条」を「第五十一条」に改める。

第九十九条第二号中「第二百五十五条に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第二百一条の四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（第十三節において「共同生活住居」という。）」に、「第三十九条」を「第二百条の三」に改める。

第一百七十条中「及び第九十六条に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第三章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第二百二十四条から第四百一条まで 削除

第二百五十七条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第二百五十七条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百五十九条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十一条」に、「まで、第三十一条」を「まで」に改め、「、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第二十二条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第三十一条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十一条において準用する省令第四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第百六十八条第二項中「第三十四条」を「第二十七条第二項」に改める。

第百七十二条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十一条」に、「まで、第三十一条」を「まで」に、「及び第四十七条」を「、第四十七條及び第五十七條の二」に改め、「、第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第二十二条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第三十一条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第四十四条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削り、「省令第六十条」との下に「、第五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とを加える。

第百九十五条中「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第百九十六条中「第二百条に」を「第四款及び第二百一条の二に」に、「第二百条第一項及び第三項並びに第二百四条」を「以下この節」に改める。

第百九十七条を次のように改める。

（管理者）

第百九十七条 指定共同生活援助事業所の管理者に係る基準は、省令第二百九条に規定する基準の例によることとする。

第百九十八条を次のように改める。

(設備)

第九十八條 指定共同生活援助事業所の設備に係る基準は、省令第二百十條に規定する基準の例によることとする。

第三章第十三節第四款中第九十九條の前に次の五條を加える。

(入退居)

第九十八條の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十八條の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十八條の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第九十八条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十条に規定する共同生活援助計画（次項において、「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第九十八条の六 サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第九十九条(見出しを含む。)中「家事等」を「介護及び家事等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第九十九条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法
七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項
第二百条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第二百条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第二百条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百一条中「、第二百二十八条から第三百三十三条まで、第三百三十五条、第三百三十六条及び第三百三十八条から第四百十条まで」を「及び第五百五十七条の二」に、「第二百一条において準用する第三百三十条第一項」を「第九十八条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第三百三十条第二項」を「第九十八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第四百十条第一項」を「第二百条の四第一項」に、「第三百三十条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当

該指定共同生活援助事業者」と、第三百二十二条第一項及び第三百三十三条第一項中「第三百四十一条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十三条第一項第三号及び第三百三十五条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第三章第十三節に次の一款を加える。

第五款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに
人員、設備及び運営に関する基準

第一目 この款の趣旨及び基本方針

（この款の趣旨）

第二百一条の二 前各款の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この目及び第二百一条の八において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（次条及び第四目において「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下この款において同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、

入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百一条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(第四目において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(第二百一条の九並びに第二百一条の十一第一項及び第三項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第二百二十二条の四に規定する基準の例による」ととする。

(準用)

第二百一条の五 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「第二百九条」とあるのは、「第二百十三条の五において準用する省令第二百九条」と読み替えるものとする。

第三目 設備に関する基準

(準用)

第二百一条の六 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「第二百十条」とあるのは、「第二百十三条の六において準用する省令第二百十条」と読み替えるものとする。

第四目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一条の七 内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第二百十三条の七に規定する基準の例による」とする。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百一条の八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百一条の九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項

に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所（受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所をいう。次条第一項及び第二百一条の十一第三項において同じ。）の名称及び所在地

六 入居に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第二百一条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。（勤務体制の確保等）

第二百一条の十一 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければ

ならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十九条の二まで及び第二百条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する省令第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する省令第九十八条の四第二項」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第四十条」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第七十三条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第七十三条第二項」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」

と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十二」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項及び同条第二項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第九十八条の六中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十九条中「第二百一条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第二百十一条」と読み替えるものとする。

第三章第十五節を次のように改める。

第十五節 削除

第二百四条及び第二百五条 削除

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（保健医療政策課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、衛生試験等の手数料の額を改定するとともに、水質試験の試験項目を追加等する。

二 内容

(一) 消費税率の引上げに伴う、衛生試験等の手数料の額の改定

(例) 病理学的試験又は検査（昆虫検査の簡単なもの）

改正前

改正後

一、八〇〇円

一、八二〇円

(二) 水質試験の試験項目の追加

改正前

改正後

五〇項目

五一項目

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「千八百円」を「千八百二十円」に、「七千六十円」を「七千二百十円」に改め、同号ロ中「五千八百八十円」を「六千四十円」に改め、同号ハ(1)中「一万五千百円」を「一万五千四百三十円」に改め、同号ハ(2)中「六千六百三十円」を「六千七百七十円」に改め、同号ニ中「一万四千三百円」を「一万四千六百円」に、「三万三千五百円」を「三万四千六百八十円」に改め、同項第二号イ(1)中「二千四百十円」を「二千七百十円」に、「三千二百六十円」を「三千二百九十円」に改め、同号イ(2)中「四千八百八十円」を「四千九百四十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百五十円」に改め、同号ロ(1)中「七千九百八十円」を「八千五百十円」に改め、同号ロ(2)中「二万三千五百円」を「二万四千九十円」に、「五万六百元」を「五万四千四百八十円」に改め、同項第三号イ中「一万九百元」を「一万四千九十円」に、「二万四千三百円」を「二万四千七百九十円」に改め、同号ロ中「一万四千九百円」を「一万五千二百十円」に改め、同項第四号イ中「千三百十円」を「千三百四十円」に、「五千七百四十円」を「五千九百円」に改め、同号ロ(1)中「三千四百九十円」を「三千五百二十円」に改め、同号ロ(2)中「三千七百四十円」を「三千七百八十円」に改め、同項第五号イ中「三千三百五十円」を「三千三百八十円」に改め、同号ロ(1)中「四千百五十円」を「四千百八十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百十円」を「六千五百七十円」に改め、同号ハ(1)中「六千三十円」を「六千九十円」に改め、同号ハ(2)中「七千二百四十円」を「七千三百二十円」に改め、同号ニ中「九千百九十円」を「九千三百円」に改め、同項第六号イ(1)中「四百円」を「四百十円」に、「千五百十円」を「千七百十円」に、「七千八百十円」を「八千十円」に改め、同号イ(2)中「千二百六十円」を「千二百九十円」に、「四千三百七十円」を「四千四百九十円」に、「一万四百円」を「一万七百元」に、「一万九千四百円」を「二万三百二十円」に、「二万二千元」を「二万二千九百六十円」に、「二万千八百円」を「二万二千七百九十円」に、「四万五千六百円」を「四万

七千三百三十円」に、「二万五千百円」を、「二万六千二十円」に、「二万九千二百円」を、「三万百三十円」に、「二万二千六百円」を、「二万三千二百円」に、「四万三千八百円」を、「四万六千六十円」に、「二万二千三百円」を、「二万二千六百三十円」に改め、同号口中「九百九十円」を「千十円」に、「二千五百六十円」を「二千六百二十円」に改め、同号八中「六千百円」を「六千二百六十円」に、「
「浄水
原水

五十項目につき 二十三万五千二百円 を「浄水
三十九項目につき 二十一万五千五百円」 原水

五十一項目につき 二十三万九千八十円
四十項目につき 二十一万七千八百九十円」 に改め、同号二(1)中

「
十項目につき 六千五百円 を「
味及び残留塩素を除く八項目につき 五千九百二十円」 味及び残留塩

十一項目につき 六千九百円
素を除く九項目につき 六千三百円」 に改め、同号二(2)中「二千六百五

十円」を「二千七百二十円」に改め、同項第七号イ中「薬事法」の下に、「(昭和三十五年法律第四百四十五号)」を加え、「の規定に基づく日本薬局方(平成三年厚生省告示第五十一号)」を「に規定する日本薬局方(以下この号において「日本薬局方」という。)」に改め、同号イ(1)中「千四百三十円」を「千四百五十円」に、「三千六百八十円」を「三千七百六十円」に改め、同号イ(2)中「三千四百九十円」を「三千五百六十円」に、「八千五百二十円」を「八千七百十円」に改め、同号イ(3)中「三千五百三十円」を「三千五百九十円」に、「五千四百九十円」を「五千五百九十円」に、「一万五千三百円」を「一万五千六百七十円」に改め、同号口中「薬事法第四十一条第一項の規定に基づく」を削り、同号口(1)中「千五百円」を「千五百二十円」に、「三千十円」を「三千七十円」に、「八千六十円」を「八千二百三十円」に改め、同号口(2)中「七千八百六十円」を「八千三十円」に、「九千三百円」を「九千五百二十円」に、「一万七千円」を「一万七千三百四十円」に改め、同号八中「九千二十円」を「九千二百三十円」に、「二万千百円」を「二万千六百二十円」に改め、同号二中「三万七千百円」を「三万七千七百七十円」に改め、同項第八号イ中「塩酸」を「塩化水素」に、「一万百円」を「一万三百四十円」に改め、同号口中「塩化ビニール」を「塩化ビニル」に、「三千四百六十円」を「三千五百二十円」に改め、同号八中「二万九百円」を「二万二千三百九十円」に改め、同号二中「三万千八百円」を「三万二千六百円」に改め、同号水中「五万五千八百円」を「五万七千五百十円」に改め、同項第九号中「一万三千円」を「一万三千二百九十円」に改め、同項第十号中「五万六千五百円」を「五万七千百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（保健医療政策課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、診断書等の交付に係る手数料の額を改定するとともに、ツベルクリン反応検査等の使用料の額の定めを廃止するための改正

二 内容

- (一) 診断書等の交付に係る手数料の額の改定
（現行）一、四九〇円 （改正後）一、五三〇円
- (二) ツベルクリン反応検査及びBCG接種に係る使用料の額の定めを廃止

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県保健所使用料等条例の一部を改正する条例

埼玉県保健所使用料等条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

診断書、証明書又は身体検査書の交付に係る手数料の金額は、一通につき千五百三十円とする。

第二条第二項中「の表の上欄に掲げる」を「に規定する」に改める。

第五条中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第十八号)(保健医療政策課)

一 趣旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人埼玉県立大学が財産を処分する場合に、県への納付の対象となる重要な財産を定めるための改正

二 内容

公立大学法人埼玉県立大学が財産を処分する場合に、県への納付の対象となる重要な財産を、帳簿価額五十万円以上の財産その他知事が定める財産とする規定の新設

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する

条例

公立大学法人埼玉県立大学に係る重要な財産を定める条例（平成二十一年埼玉県
条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「公立大学法人埼玉県立大学」を「県立大学」に、「地方独立行政法人法
（平成十五年法律第百十八号）」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出
しとして「（法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前
に次の一条を加える。

（法第六条第四項の条例で定める重要な財産）

第一条 公立大学法人埼玉県立大学（次条において「県立大学」という。）に係る
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下この条及び次条において
「法」という。）第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二
第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつ
ては、申請の日におけるその額）が五十万円以上の財産（その性質上同条の規定
により処分することが不適当なものを除く。）その他知事が定める財産とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（国保医療課）

一 趣旨

本条例で規定する埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を改定するための改正

二 内容

第二条に定める拠出率を「一万分の九」から「十万分の四十四」に改める。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万分の九」を「十万分の四十四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）

（疾病対策課）

一 趣旨

地域自殺対策緊急強化交付金管理運営要領が改正され、緊急強化事業の実施期限が平成二十六年度末に延長されたことに伴い、埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長する。

二 内容

設置期間を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十六年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（生活衛生課）

一 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正を踏まえ、多数の動物を飼養する者の届出制度を新設する等するための改正

二 内容

(一) 犬又は猫（生後九十日以内のものを除く。）を規則で定める数以上飼養している者（ペット販売業者等を除く。）に対する届出制度の新設

(二) 規定の整備

三 施行期日

平成二十六年十月一日。ただし、(二)は公布の日

条 例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（多数の動物の飼養に係る届出）

第七条の二 犬又は猫（生後九十日以内のものを除く。）その他の規則で定める動物（以下この項及び第三項において「対象動物」という。）の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等（施設若しくは飼養の用に供する建物（これらの敷地を含む。）又は飼養の用に供する土地（施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において規則で定める数以上となつたときは、その日から三十日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、法第十条第一項の登録を受けた者、法第二十四条の二の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 飼養施設等の所在地
- 三 飼養する対象動物の種類及び数
- 四 飼養施設等の構造及び規模
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る対象動物の数が同項の規定で定める数未満となつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第十条第四項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」

を「同条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第十一条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第十八条第一項第六号中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(過料)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
た者

二 第七条の二第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第十条第四項、第十一条及び第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の二第一項の規定は、この条例の施行の際現に同項に規定する対象動物を一の同項に規定する飼養施設等において同項の規則で定める数以上飼養している飼い主についても適用する。この場合において、同項中「となったときは、その日」とあるのは、「であるときは、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第二十一号)の施行の日」とする。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第七十六項第三号事務の欄中8を削り、7を8とし、1から6までを2から7までとし、2の前に次のように加える。

1 条例第七条の二及び第十五条第一項の規定による届出の受理

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例(埼玉県条例二十二号)(産業労働政策課)

一 趣旨

県内の産業の振興及び雇用機会の創出を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県産業振興・雇用機会創出基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県産業振興・雇用機会創出基金条例

(設置)

第一条 県内の産業の振興及び雇用機会の創出を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県産業振興・雇用機会創出基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、県内の産業の振興及び雇用機会の創出を図るために実施する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県商店街活性化条例（埼玉県条例第二十三号）（商業・サービス産業支援課）

一 趣旨

商店街の活性化に関し、県、商店街事業者、受益事業者、商店会等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、商店街の重要性を認識する社会的気運を醸成することにより、商店街の活性化を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に資するための条例

二 内容

(一) 県の責務

ア 商店街の実情の把握や商店街の活性化を図るために必要な施策を講ずるよう努める。

イ 市町村が行う商店街の活性化を図るための取組について、必要な支援を行うよう努める。

(二) 商店街事業者の責務

ア 地域貢献活動との調和を図りつつ地域に根ざした経済活動を行うよう努める。

イ 商店会に加入し、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努める。

(三) 受益事業者の責務

商店街の活性化に関し協力するよう努める。

(四) 商店会の責務

ア 地域貢献活動に積極的に取り組むよう努める。

イ 商店街事業者等に商店会への加入を働きかけるとともに、活動内容等について理解を得るよう努める。

(五) 商工会及び商工会議所の責務

商店会等が行う地域貢献活動に協力するよう努める。

(六) 県民の役割

地域社会の一員として商店街の活性化に協力するよう努める。

三 施行期日

平成二十六年七月一日

条 例

埼玉県商店街活性化条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県商店街活性化条例

(目的)

第一条 この条例は、商店街が、地域に根ざした経済活動と地域貢献活動との両立が図られる場であり、地域経済の活性化及び活力に満ちた魅力ある地域社会の形成に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関し、県、商店街事業者、受益事業者、商店会等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、商店街の重要性を認識する社会的気運を醸成することにより、商店街の活性化を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 商店街事業者 商店街の区域において当該区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行われる商品の販売等若しくは役務の提供の事業(以下この条及び第五条において「商店街事業」という。)を営む者又は商店街事業に係る商業施設を設置する者をいう。
- 二 受益事業者 商店街の区域において事業を営む者(商店街事業者を除く。)であって商店街事業又は地域貢献活動により便益を受けるものをいう。
- 三 商店会 商店街振興組合その他商店街の活性化を目的として商店街事業者その他関係者が組織する団体をいう。
- 四 地域に根ざした経済活動 商店街事業のうち、当該地域に密着して持続的に営まれるものであって当該地域の経済の活性化に資するものをいう。
- 五 地域貢献活動 商店街の区域及びその周辺の地域の住民等に対して、商店会が行う活動又は商店街事業者その他関係者が商店会に協力して、若しくは相互に連携協力して行う活動のうち、住民の交流の促進、地域の防犯又は防災、住民福祉の向上に寄与するものその他の地域に貢献するものであって活力に満ちた魅力ある地域社会の形成に資するものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、市町村の区域を超えた広域的な見地から、適宜、商店街の実情の把握に努めるとともに、国及び市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、市町村が行う商店街の活性化を図るための取組について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(商店街事業者の責務)

第四条 商店街事業者は、地域に根ざした経済活動に伴う利益を地域貢献活動として地域社会に役立てることが地域に根ざした経済活動の活性化に寄与することを十分認識し、地域貢献活動との調和を図りつつ地域に根ざした経済活動を行うよう努めなければならない。

2 商店街事業者は、商店会が地域貢献活動の主導的な役割を担うことを認識し、商店会に加入するよう努めるとともに、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(受益事業者の責務)

第五条 受益事業者は、自らが商店街事業又は地域貢献活動により便益を受けていることを踏まえ、商店街の活性化に関し、商店会への加入、地域貢献活動への協力その他の協力をするよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第六条 商店会は、自ら地域貢献活動の主導的な役割を担うとともに、市町村と連携して、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 商店会は、地域貢献活動の活性化を図るため、商店街事業者その他関係者に対し、商店会に加入するよう自ら積極的に働きかけるとともに、自らの活動内容等について適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 商店会は、商店街事業者が行う地域に根ざした経済活動と地域貢献活動との両立が促進されるよう特に配慮するよう努めなければならない。

(商工会及び商工会議所の責務)

第七条 商工会及び商工会議所は、商店会及び商店街事業者その他関係者が行う地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、商店街が地域住民の生活の向上及び地域の魅力の増進に寄与することを理解し、地域社会の一員として、商店街の活性化に関し、地域貢献活動のうち住民の交流の促進に寄与するものへの参加その他の協力をするよう努めるものとする。

この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（就業支援課）

一 趣旨

国の平成二十五年度補正予算を受け、緊急雇用創出基金事業の終了時期が延びたことに伴い、埼玉県緊急雇用創出基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の終了時期

（改正前）平成二十七年三月三十一日 （改正後）平成二十八年三月三十一日

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

埼玉県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県農業構造改革支援基金条例(埼玉県条例第二十五号)×農業ビジネス支援課(

一 趣旨

農業経営の規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上その他の農業の構造改革を推進する事業の支援に要する経費の財源に充てるため、埼玉県農業構造改革支援基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第一条 農業経営の規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上その他の農業の構造改革を推進する事業の支援に要する経費の財源に充てるため、埼玉県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業の支援に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（教委・財務課）

一 趣旨

県立高等学校の授業料不徴収制度が廃止され、高等学校等就学支援金制度が導入されることに伴い、授業料を徴収することとするための改正

二 内容

（一） 授業料の徴収

県立高等学校の生徒については、授業料を徴収することとする

（二） 授業料の徴収方法

授業料の徴収方法の一部について、知事が定めることとする

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和五十一年埼玉県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(授業料の徴収)」に改め、同条第一項を次のように改める。

県立の高等学校の生徒については、授業料を徴収する。

第二条第二項中「前項ただし書の規定により徴収する」を削り、同条第三項中「課程について第一項ただし書の規定により徴収する」を「課程の」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

前条第二項の授業料(同項第三号及び第四号に規定する課程に係るものを除く。)は、年四回以内において知事が定める月に当該授業料の額の四分の一に相当する額を当該月の知事が定める日までに徴収する。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第四号」の下に「に規定する課程に係る授業料」を加え、「第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条中「第二条第一項ただし書の場合において、「を削り、「とき」を「場合に、「以下」を「次条において」に改める。

第五条中「第二条第一項ただし書の場合において、「を削り、「とき」を「場合に改める。

第七条第三項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後の県立の高等学校に係る授業料(通信制の課程の生徒については、受講料をいう。)の徴収については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一六一 人
一、四六三 人	県立及び市町村立の特別支援学校		三、七二〇 人
四七二 人	県立及び市町村立の中学校		一一、三六五 人
六二二 人	市町村立小学校		一九、二八七 人
一、二一〇 人			

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一六一人」とあるのは「八、二三三人」と、「一一、三六五人」とあるのは「一一、四七二人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十八号)

(生徒指導課)

一 趣旨

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、埼玉県いじめ問題調査審議会を設置するための改正

二 内容

別表第一の二、教育委員会の附属機関に「埼玉県いじめ問題調査審議会」を追加する。

三 施行期日

公布の日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表に次のように加える。

埼玉県いじめ問題調査審議会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の定めるところにより、県立学校における重大事態（当該県立学校による調査が困難であるものに限る。）その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。
---------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）

（留置管理課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が一部改正されたことを受けての条例改正

二 内容

（一） 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う委員の任期の追加

（二） 再任回数削除

（三） 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う、規定の整備

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県留置施設視察委員会条例（平成十九年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第三条第二項中「補欠」を「委員の任期は、二年とする。ただし、補欠」に改め、同条第三項中「三回に限り」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（警務課）

一 趣旨

川口市における住居表示の実施に伴い、武南警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

武南警察署の管轄区域の変更

川口市の新たな町の区域となる「戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目」を加える。

三 施行期日

公布の日

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表武南警察署の項中「戸塚境町」の下に「、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（警務課）

一 趣旨

警察業務の複雑化及び広範化を踏まえ、責任体制をより明確にすることにより、高度かつ専門的な業務遂行を図るため、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

警視の定数「二百七十人」を「二百八十四人」に、警部の定数「六百二十三人」を「六百六十九人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千八百五十四人」を「六千八百十三人」に、巡査の定数「三千五百八十八人」を「三千五百六十九人」に改める。

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百七十人」を「二百八十四人」に、「六百二十三人」を「六百六十九人」に、「六千八百五十四人」を「六千八百十三人」に、「三千五百八十八人」を「三千五百六十九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（交通指導課）

一 趣旨

消費税法等の一部改正に伴い、駐車監視員資格者講習手数料の額を改定等するための改正

二 内容

- (一) 消費税法の一部改正に伴う、駐車監視員資格者講習手数料の額の改訂
（現行）一九、〇〇〇円 （改正後）二〇、〇〇〇円
- (二) 道路交通法の一部改正に伴い、一定の病気に該当すること等を理由に運転免許を取り消された場合における、免許再取得時の試験の一部が免除されることによる、手数料の新設
一、九〇〇円
- (三) 道路交通法の一部改正に伴う、規定の整備

三 施行期日

二(一)の改正については、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、二(二)及び(三)の改正については、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第一号の五中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表第四号中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表第四号の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第七号の表第四号及び第四号の二の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十六号

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「一、二六〇」を「一、二九〇」に、「脇台付」を「脇台付き」に、「六三〇」を「六四〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「譜面台付」を「譜面台付き」に、「二、五二〇」を「二、五九〇」に、「三、七八〇」を「三、八八〇」に、「一八〇」を「一九〇」に、「高座用座布団付」を「高座用座布団付き」に、「ついたて」を「つい立て」に改め、同表ピアノの項中「七、五六〇」を「七、七七〇」に、「一、二六〇」を「一、二九〇」に改め、同表映写設備の項中「一、五五〇」を「一、五九〇」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県熊谷会館管理規則の廃止等に関する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十七号

埼玉県熊谷会館管理規則の廃止等に関する規則

(埼玉県熊谷会館管理規則の廃止)

第一条 埼玉県熊谷会館管理規則(昭和四十六年埼玉県規則第八十六号)は、廃止する。

(埼玉県熊谷会館管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県熊谷会館管理規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「五三〇」を「五四〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に、「いす」を「椅子」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「三、四六〇円」を「三、五六〇円」に、「七、六二〇」を「七、八四〇」に、「四、八五〇」を「四、九八〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に、「六、九三〇」を「七、一二〇」に、「六九〇」を「七二〇」に、「八三〇」を「八五〇」に、「四五〇」を「四六〇」に改め、同表音響設備の項中「三、四六〇」を「三、五六〇」に、「一、六六〇」を「一、七二〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に、「二、八五〇」に、「二、八五〇」に、「六九〇」を「七二〇」に改め、同表ピアノの項中「四、八五〇」を「四、九八〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に改め、同表映写設備の項中「一、一〇〇」を「一、一四〇」に、「九七〇」を「九九〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に、

スクリーン	一式
マルチビジョン(ホール)	同
スクリーン	一式
スクリーン	一式

に改め、同表照明設備の項中「一、二四四〇」を「一、二八〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に、「八三〇」を「八五〇」に、「四八〇」を「四九〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「三、四六〇」を「三、五六〇」に、「三、三三〇」を「三、四二〇」に、「一、六六〇」を「一、七二〇」に、「一枚付」を「一枚付き」に改める。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

音 響	
エレベーターマイク装置	一式 七一〇
つり下げマイク装置	同 七一〇
テープレコーダー	一台 一、四二〇
ステータスピーカー	同 一、四二〇
DAT(デジタルオーディオプレイヤー)	同 一、四二〇
CDプレイヤー	同 一、四二〇
MDレコーダー	同 一、四二〇
エフェクター	同 一、四二〇
マイクスタンド	一本 一五〇
携帯スピーカー	一台 一、一〇〇

別表ピアノ等の項中「一三、八〇〇」を「一四、二〇〇」に、「四、八五〇」を「四、九八〇」に、「九、七〇〇」を「九、九七〇」に、「三、四六〇」を「三、五六〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に改め、同表映写設備の項を次のように改める。

映 写 設 備		
スライド映写機 (会議室、ラウンジ)	一式 八五〇	スクリーンを含む。
オーバーヘッドプロジェクター	同 九九〇	消耗品を含まない。
オーバーヘッドカメラ	同 一、四二〇	同
大型プロジェクター (大ホール)	同 五四、三〇〇	スクリーンを含まない。
液晶プロジェクター (小ホール)	同 一八、二〇〇	同
同 (会議室、ラウンジ)	同 四、六八〇	スクリーンを含む。
ブルーレイディスクプレーヤー(大型プロジェクター用) (大ホール)	一台 一、六二〇	ビデオ及びDVDの再生も可能
スクリーン (同)	一式 一、八五〇	
同 (小ホール)	同 九九〇	
同 (会議室、ラウンジ)	同 四六〇	

別表照明設備の項中「一、二四〇」を「一、二八〇」に、「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「三、〇四〇」を「三、一三〇」に、「二、三五〇」を「二、四二〇」に、「三〇〇」を「三一〇」に、「八三〇」を「八五〇」に、「四八〇」を

「四九〇」に、「三七〇」を「三八〇」に、「五、一九〇」を「五、三四〇」に、「一、二二〇」を「一、二四〇」に、「三、三二〇」を「三、四二〇」に、「一、六六〇」を「一、七二〇」に、「四五〇」を「四六〇」に、「
 ビーマックス
 先玉、元玉
 を「
 先玉、元玉
 」
 玉 一個 一五〇」に改める。

(埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部改正)
 第二条 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則(平成六年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項を次のように改める。

講演台	一台	五四〇	組立て料及び取壊し料を含まない。
花台	同	一五〇	
脇台	同	一五〇	
司会台	一式	四二〇	
パネルディスカッション用机	同	四三〇	
椅子	一脚	一五〇	
ピアノ椅子	同	一五〇	
コントラバス用椅子	同	一五〇	
チェロ用椅子	同	一五〇	
演奏者用椅子	同	一五〇	
譜面台	一台	一五〇	
譜面灯	一個	七〇	
指揮者用譜面台	一台	一五〇	
指揮台	一式	一五〇	
オーケストラピット(大ホール)	同	四、九八〇	
迫り(同)	同	六、四八〇	
スライディングステージ	同	六、四八〇	
(同)	同	一、四二〇	
松羽目	同	一、四二〇	

舞 台 設 備

竹羽目	同	一、四二〇	同
びょうぶ	一双	二、一三〇	金、銀、鳥の子
毛せん(九・メートル)	一枚	四二〇	
同 (三・六メートル)	同	一五〇	
座布団	同	一五〇	
長座布団	同	一五〇	
化粧平台	同	六〇〇	
平台	同	三一〇	
平台運搬車	一台	二二〇	
所作台・開帳場	一式	一一、五〇〇	
箱足	一個	五〇	
中足	同	五〇	
高足	同	五〇	
木台	同	五〇	
鉄ごま	同	五〇	
陰段	一台	二五〇	
仮設花道	一式	六、四八〇	
花道用所作台	同	二、一三〇	
大太鼓	同	一、四二〇	
国旗	一枚	二五〇	
県旗	同	二五〇	
つり看板	一式	四一〇	
プログラムスタンド	一台	一五〇	
上敷き(一四・五メートル)	一枚	四六〇	
同 (五・四メートル)	同	三一〇	
同 (三・六メートル)	同	一五〇	
同 (一・八メートル)	同	一五〇	
袖幕(大ホール)	一張	一、四二〇	
同 (小ホール)	同	二、八五〇	
一文字幕(大ホール)	同	二、一三〇	
黒幕(同)	同	二、一三〇	
同 (小ホール)	同	二、一三〇	
中割幕(大ホール)	同	二、一三〇	
大ホリゾント幕(同)	同	四、二七〇	

中ホリゾント幕(同)	同	三、二四〇	
しゃ幕(同)	同	三、二四〇	
スクリーン(小ホール)	同	三、二四〇	
バレエシート(縦一・二メートル、横一八・一メートル)	一式	四、二七〇	
雪籠	一台	三八〇	
振り竹	一本	三六〇	
移動式姿見	一台	二五〇	
演出家卓	同	三二〇	

別表音響設備の項中「一三、八〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一、六六〇」を「一、七一〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に改め、同表照明設備の項中「二〇、二〇〇」を「二〇、八〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に、「四四、一〇〇」を「四五、三〇〇」に、「四、一五〇」を「四、二七〇」に、「一〇〇、八〇〇」を「一〇三、六〇〇」に、「三、四、六〇〇」を「三五、六〇〇」に、「四一〇」を「四二〇」に、「五五〇」を「五七〇」に、「六九〇」を「七一〇」に、「一、二二〇」を「一、二四〇」に、「一、七二〇」を「一、七七〇」に、「三、四五〇」を「三、五五〇」に、

三キ 同 二、四二〇

同 四、八四〇

ト以上三キ 同 二、四九〇

「一〇」に、「二四〇」を「二五〇」に、「二、七七〇」を「二、八五〇」に、「一、七一〇」を「一、七六〇」に、「五、三九〇」を「五、五五〇」に、「三六〇」を「三八〇」に改め、同表ピアノ等の項中「一三、八〇〇」を「一四、二〇〇」に、「六、九三〇」を「七、一二〇」に、「九、七〇〇」を「九、九七〇」に、「四、一五〇」を「四、二七〇」に、「一、三八〇」を「一、四二〇」に、「三、六〇〇」を「三、七一〇」に改め、同表映像設備の項を次のように改める。

備	三五ミリ映写機	一式	二、八五〇	上映一〇分につきスクリーンを含む。
---	---------	----	-------	-------------------

設	一六ミリ映写機
像	ビデオプロジェクター装置
映	(映像ホール)
	スクリーン
同	同
	一、四二〇
	四、二七〇
	二、八五〇
	同

附 則

別表その他の項中「六九〇」を「七一〇」に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十九号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中	一、一〇〇	一、一三〇
	二、八〇〇	二、八七〇
	八〇〇	八二〇
	を	に改める。

附則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「若しくは寄附行為」を削り、同条第二号中「、收支計算書」を削る。

別表中「五三〇」を「五四〇」に、「二、六」を「二、六八〇」に、「五五〇」を「五七〇」に、「七六〇」を「七八〇」に、「四三〇」を「四五〇」に、「三二〇」を「三三〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉総合センター管理規則（平成十三年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「五〇〇」を「五一〇」に、「五、四〇〇」を「五、五五〇」に、「一、三〇〇」を「一、三三〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「八〇〇」を「八二〇」に、「六〇〇」を「六一〇」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「6 「事業所番号」欄には、埼玉県において既に事業所としての番号を有する場合及び他の法律において既に指定を受けている指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。場所は、別紙にその全てを記載してください。」

「6 「事業所番号」欄には、埼玉県において既に事業所としての指定を有する場合及び他の法律において既に指定を受けている場合

複数

を

「

申請事務担当者	氏 名	
	電話番号	FAX番号

に改める。

様式第二号の様式中

主たる対象者	
居宅介護	行動援護

特定なし ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 障害児 ・ 精神障害者

特定なし ・ 知的障害者 ・ 障害児 ・ 精神障害者

「 心 」	主たる対象者		居宅介護	特定なし・身
			重度訪問介護	特定なし・身
			同行援護	特定なし・身
			行動援護	特定なし・知

体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者

体障害者・難病等対象者

的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

」の

回整活の標準51次のただし欄を記入。

ただし、「主たる対象者」欄は、該当する事項に を付けてください。

「 整活標準11の枠内 」	主たる対象者		居宅介護	行動援護
---------------------	--------	--	------	------

特定なし	・ 身体障害者	・ 知的障害者	・ 障害児	・ 精神障害者
特定なし	・ 知的障害者	・ 障害児	・ 精神障害者	

「 心 」	主たる対象者		居宅介護	特定なし・身体
			重度訪問介護	特定なし・身体
			同行援護	特定なし・身体
			行動援護	特定なし・知的

障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者

障害者・難病等対象者

」の

障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

様式第11号の付表三及び付表三 11号

「 心 」	精神障害者		「 心 」	精神障害者
-------------	-------	--	-------------	-------

	職
	継続対象者

に改める。

様式第二号の付表五を次のように改める。

付表5 短期入所事業所の指定に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所の種別		併設型 ・ 空床利用型 ・ 単独型									
事業所	フリガ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
管理者	フリガ				住所	(郵便番号 -)					
	ナ										
	氏名										
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務(兼務の場合記入)	事業所等の名称									
		兼務する職種及び 勤務時間等									
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等						第 条 第 項 第 号					
本体施設											
名称						本体施設入所定員数		人			
施設種別等						(本体施設が入所の場合)					
併設型の場合											
短期入所利用定員数		人		前年度の平均利用者数		人					
空床利用型の場合				前年度の平均利用者数		人					
単独型の場合											
短期入所利用定員数		人		前年度の平均利用者数		人					
1室の最大定員		人		利用者1人当たりの最小床面積		m ²					
障害者支援施設 等との連携体制		施設等名称									
		施設種別等									
		支援体制の概要									
従業者の職種・員数		医師		看護職員		理学療法士		作業療法士		生活支援員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数		常勤(人)									
		非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)											

基準上の必要人数(人)											
		サービス管理責任者						その他の従事者			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)										
	非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)											
基準上の必要人数(人)											
主 な 掲 示 事 項											
主 たる 対 象 者		特定なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者									
利 用 料											
そ の 他 の 費 用											
そ の 他 参 考 と な る 事 項		第三者評価の実施状況			している・していない						
		苦情解決の措置概要			窓口(連絡先)				担当者		
		そ の 他									
協 力 医 療 機 関		名 称			主な診療科名						
添 付 書 類		別添のとおり(定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図・案内図、建物の構造概要、経歴書(管理者)、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・資金収支計算書・財産目録)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容が分かるもの、指定事業者欠格条項に該当しない旨の誓約書)									

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 2 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
- 4 従業者の職種は例示ですので、必要な職種を記載してください。
- 5 「兼務」欄には、本体施設との兼務を行う職員について記載してください。
- 6 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 7 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 8 事業所の案内図は、最寄り駅やバス停、近隣の同一法人経営施設等との位置関係が分かるものを添付してください。
- 9 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。

様式第二号の付表七共同生活介護事業所（ケアホーム）・共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一を次のように改める。

付表7 共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項 その1

受付番号

主たる事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
	同一敷地内の他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称					
		兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等 第 条 第 項 第 号							
サービス管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
従業者の職種・員数	世話人		生活支援員		サービス管理責任者		
			専従	兼務	専従	兼務	専従
	従業者数	常勤(人)					
		非常勤(人)					
	常勤換算後の人数(人)						
基準上の必要人数(人)							
サービスの提供形態(該当部分)	介護サービス包括型	生活支援員の外部委託の予定 有(月 時間) ・ 無					
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所			別紙のとおり		
障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別・名称						
	支援体制の概要						
その他参考となる事項	利用定員数						
	第三者評価の実施状況		している・していない				
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)	担当者			
	その他						
協力医療機関	名称			主な診療科名			
協力歯科医療機関	名称						
添付書類	別添のとおり(定款・寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図・案内図、建物の構造概要、経歴書(管理者、サービス管理責任者)、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・資金収支計算書・財産目録)、設備・備品等一覧表、協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約内容が分かるもの、指定事業者欠格条項に該当しない旨の誓約書、外部委託する居宅介護事業所との契約内容が分かるもの)						

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 2 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 3 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、おおむね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいいます。
- 4 「兼務」欄は、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 5 事業所の案内図は、最寄り駅やバス停、近隣の同一法人経営施設等との位置関係が分かるものを添付してください。

様式第二号の付表七共同生活介護事業所（ケアホーム）・共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その二中「共同生活介護事業所（ケアホーム）」及び「ケアホーム・」を並べ、

	「
	入居者 1人当たりの居室の最小 床面積 主たる対象者

m²

知的障害者 ・ 精神障害者

	「
	入居者 1人当たりの居室の最小 床面積 一体的に運営するサテライト型住居 一体的に運営するサブタイプ型住居の利用者がら連絡を 受 主たる対象者 身体障害者 ・

m²

	か所
ける通信機器	
知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者	

め、同様式の備考一中「その他」を「その他の」に改め、同様式の次に次のように加える。

付表7 共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項 その3

サテライト型住居	フリガナ	
	名称	
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県
	サテライト型住居に供する建物形態	
	住居区分	一戸建て・アパート・マンション・その他()
	建物所有者名	
	賃貸借契約の内容	ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由
	住居の利用定員数	人
	居室の最小床面積	m ²
	本体住居の名称	
	本体住居との距離	km
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器	
	主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
	利用料	
その他の費用		
サテライト型住居	フリガナ	
	名称	
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県
	サテライト型住居に供する建物形態	
	住居区分	一戸建て・アパート・マンション・その他()
	建物所有者名	
	賃貸借契約の内容	ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由
	住居の利用定員数	人
	居室の最小床面積	m ²
	本体住居の名称	
	本体住居との距離	km
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器	
	主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
	利用料	
その他の費用		

備考

- 1 「その他の費用」欄には、入居者が分担して負担することとなる経費（家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等）について記載してください。
- 2 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。

様式第二号の付表七 二共同生活介護事業所（地域移行型ホーム）・共同生活援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項その一を次のように改める。

付表7 2 共同生活援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項 その1

受付番号

主たる事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
	同一敷地内の他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称					
		兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等又は条例等 第 条 第 項 第 号							
サービス管理責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)		
	氏名						
従業者の職種・員数	世話人		生活支援員		サービス管理責任者		
							専従
	従業者数	常勤(人)					
		非常勤(人)					
	常勤換算後の人数(人)						
基準上の必要人数(人)							
サービスの提供形態(該当部分)	介護サービス包括型	生活支援員の外部委託の予定 有(月 時間) ・ 無					
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所			別紙のとおり		
同一敷地内にある入所施設又は病院の名称及び所在地							
障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別・名称						
	支援体制の概要						
その他参考となる事項	利用定員数 人						
	第三者評価の実施状況		している・していない				
	苦情解決の措置概要		窓口(連絡先)		担当者		
	その他						
協力医療機関	名称			主な診療科名			
協力歯科医療機関	名称						
添付書類	別添のとおり(定款・寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図・案内図、建物の構造概要、経歴書(管理者、サービス管理責任者)、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況(貸借対照表・資金収支計算書・財産目録)、設備・備品等一覧表、協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約内容が分かるもの、指定事業者欠格条項に該当しない旨の誓約書、入所定員又は精神病床数の減少計画書等、外部委託する居宅介護事業所との契約内容が分かるもの)						

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 2 「受付番号」及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 3 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、おおむね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいいます。
- 4 「兼務」欄は、2以上の障害福祉サービス等を兼務する職員について記載してください。
- 5 事業所の案内図は、最寄り駅やバス停、近隣の同一法人経営施設等との位置関係が分かるものを添付してください。

様式第二号の付表七 二 共同生活介護事業所（地域移行型ホーム）・ 共同生活接
 助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項その二中「共同生活介護事業

所（地域移行型ホーム）・」を記す。

「	小 入居者 1人当たりの居室の最 小
主たる対象者	

m ²	知的障害者 ・ 精神障害者
----------------	---------------

「	「	入居者 1人当たりの居室の最小 床面積	「
」	」	一体的に運営するサテライト型住居 本所に運営するサテライト型住居の利用者が運船 主たる対象者	」
		身体障害者	

m	受ける通信機器	か所
・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者		」

改め、同様式の備考「中」「その他」を「その他の」に改め、同様式の次に次のよう
 に加える。

付表7 - 2 共同生活援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項 その3

サテライト型住居	フリガナ	
	名称	
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県
	サテライト型住居に供する建物形態	
	住居区分	一戸建て・アパート・マンション・その他()
	建物所有者名	
	賃貸借契約の内容	ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由
	住居の利用定員数	人
	居室の最小床面積	m ²
	本体住居の名称	
	本体住居との距離	km
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器	
	主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
	利用料	
その他の費用		
サテライト型住居	フリガナ	
	名称	
	所在地	(郵便番号 -) 埼玉県
	サテライト型住居に供する建物形態	
	住居区分	一戸建て・アパート・マンション・その他()
	建物所有者名	
	賃貸借契約の内容	ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由
	住居の利用定員数	人
	居室の最小床面積	m ²
	本体住居の名称	
	本体住居との距離	km
	利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器	
	主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
	利用料	
その他の費用		

備考

- 1 「その他の費用」欄には、入居者が分担して負担することとなる経費（家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等）について記載してください。
- 2 主たる対象者を特定する場合は、「主たる対象者を特定する理由書」も併せて添付してください。

様式第二号の付表七 三共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型）・共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一及び付表七 三共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型）・共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その二を削る。

様式第二号の付表八その一中

精神障害者		精神障害者	難病等

を

対象者

に改める。

様式第二号の付表九及び付表九 二一中

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 主たる対象者 </div>			特
			知

定なし	身体障害者				
	細分なし	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害
的障害者	精神障害者				

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 主たる対象者 </div>	特定なし		細分なし	肢体不自由

身体障害者				難病等対象者	
由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害		
				125620。	

様式第二号の付表十及び付表十一中

主たる対象者		特
		知

定なし	身体障害者			
	細分なし	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語
的障害者	精神障害者			

「 を 」	主たる対象者		
	知的障害者	精神障害者	

「
」
に改める。

様式第二号の付表十一から付表十二 一までの規定中

精神障害者	
-------	--

「
を
」
に改める。

精神障害者	難病等対象者
-------	--------

様式第二号の付表十三指定障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を

「 身体障		
細分なし	肢体不自由	視覚障

実施する場合は記載事項（総括表）その一中

害者		知的障害者		精神障害者	
害	聴覚・言語	内部障害			

や

細分なし	
	肢

身体障害者					
体不自由	視覚障害	聴覚・言語	内部障害	知的障害者	精神障害者

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第二号の付表十四中「精神障害者」を「精神障害者・難病等対象者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十三号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

「	理	ア	学
		ン	
		モ	
		ニ	
		ア	
		硝酸態窒素及び亜硝酸塩化物イ	
		有機物（全有機炭素（T	
		OH	
		臭	
		味	
色			
濁			
残留			
塩			

様式第一号（四）中「あて先」を「宛先」に

態窒素	mg / l	「	を
酸態窒素	mg / l		
才	mg / l		
OC)の量)	mg / l		
値			
気	異常なし・異常あり()		
	異常なし・異常あり()・検査不能		
度	度		
度	度		
素	mg / l		

理	学
---	---

様式第2号(4)(第3条関係)

受付年月日	年 月 日	受付番号			
試 験 等 成 績 書					
様			年 月 日		
埼玉県			所長 印		
試験成績は、下記のとおりです。					
記					
検体の種類	1 上水道 2 簡易水道 3 専用水道 4 簡易専用水道 5 埼玉県自家用水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)第2条に規定する自家用水道 6 井戸水 7 その他()				
水源の種類	1 井戸水 2 表流水 3 伏流水 4 その他()				
水源の名称					
採水場所(所在地)					
採水者氏名	(所属)				
採水年月日	年 月 日				
天 候	採水日の前日		採水日		
採水時の気温及び水温	気温		水温		
項目名	成 績	基 準 値	項目名	成 績	基 準 値
一 般 細 菌	1ml 中集落数	1ml の検水で形成される集落数が100以下	アルミニウム及びその化合物	mg / ℓ	0.2mg / ℓ 以下
大 腸 菌	不検出・検出	検出されないこと。	鉄及びその化合物	mg / ℓ	0.3mg / ℓ 以下
カドミウム及びその化合物	mg / ℓ	0.003mg / ℓ 以下	銅及びその化合物	mg / ℓ	1.0mg / ℓ 以下
水銀及びその化合物	mg / ℓ	0.0005mg / ℓ 以下	ナトリウム及びその化合物	mg / ℓ	200mg / ℓ 以下
セレン及びその化合物	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下	マンガン及びその化合物	mg / ℓ	0.05mg / ℓ 以下
鉛及びその化合物	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下	塩 化 物 イ オ ン	mg / ℓ	200mg / ℓ 以下
砒素及びその化合物	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg / ℓ	300mg / ℓ 以下
六価クロム化合物	mg / ℓ	0.05mg / ℓ 以下	蒸 発 残 留 物	mg / ℓ	500mg / ℓ 以下
亜硝酸態窒素	mg / ℓ	0.04mg / ℓ 以下	陰イオン界面活性剤	mg / ℓ	0.2mg / ℓ 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下	ジ ェ オ ス ミ ン	mg / ℓ	0.00001mg / ℓ 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg / ℓ	10mg / ℓ 以下	2 - メチルイソボルネオール	mg / ℓ	0.00001mg / ℓ 以下
フッ素及びその化合物	mg / ℓ	0.8mg / ℓ 以下	非イオン界面活性剤	mg / ℓ	0.02mg / ℓ 以下
ホウ素及びその化合物	mg / ℓ	1.0mg / ℓ 以下	フェノール類	mg / ℓ	フェノールとして0.005mg / ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	mg / ℓ	0.002mg / ℓ 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg / ℓ	3mg / ℓ 以下
1,4 - ジオキサン	mg / ℓ	0.05mg / ℓ 以下	p H 値		5.8以上8.6以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1,2 - ジクロロエチレン	mg / ℓ	0.04mg / ℓ 以下	臭 気		異常でないこと。
			色 度	度	5度以下
			濁 度	度	2度以下
ジクロロメタン	mg / ℓ	0.02mg / ℓ 以下			
テトラクロロエチレン	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下	アンモニア態窒素	mg / ℓ	
トリクロロエチレン	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下			
ベンゼン	mg / ℓ	0.01mg / ℓ 以下			
亜鉛及びその化合物	mg / ℓ	1.0mg / ℓ 以下			

備	考
試 験 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号(5)(第3条関係)

受付年月日	年 月 日	受付番号			
試験等成績書			年 月 日		
様		埼玉県		所長 印	
試験(検査)成績は、下記のとおりです。					
記					
検体の種類	1 上水道 2 簡易水道 3 専用水道 4 簡易専用水道 5 埼玉県 自家用水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)第2条に規定する自家用水道 6 井戸水 7 その他()				
水源の種類	1 井戸水 2 表流水 3 伏流水 4 その他()				
採水場所(所在地)					
採水者氏名	(所属)				
採水年月日	年 月 日				
採水時の気温及び水温	気温		水温		
項目名	成績	基準値	項目名	成績	基準値
一般細菌	1ml 中集落数	1ml の検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	mg / l	0.1mg / l 以下
大腸菌	不検出・検出	検出されないこと。	トリクロロ酢酸	mg / l	0.2mg / l 以下
カドミウム及びその化合物	mg / l	0.003mg / l 以下	プロモジクロロメタン	mg / l	0.03mg / l 以下
水銀及びその化合物	mg / l	0.0005mg / l 以下	プロモホルム	mg / l	0.09mg / l 以下
セレン及びその化合物	mg / l	0.01mg / l 以下	ホルムアルデヒド	mg / l	0.08mg / l 以下
鉛及びその化合物	mg / l	0.01mg / l 以下	亜鉛及びその化合物	mg / l	1.0mg / l 以下
砒素及びその化合物	mg / l	0.01mg / l 以下	アルミニウム及びその化合物	mg / l	0.2mg / l 以下
六価クロム化合物	mg / l	0.05mg / l 以下	鉄及びその化合物	mg / l	0.3mg / l 以下
亜硝酸態窒素	mg / l	0.04mg / l 以下	銅及びその化合物	mg / l	1.0mg / l 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg / l	0.01mg / l 以下	ナトリウム及びその化合物	mg / l	200mg / l 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg / l	10mg / l 以下	マンガン及びその化合物	mg / l	0.05mg / l 以下
フッ素及びその化合物	mg / l	0.8mg / l 以下	塩化物イオン	mg / l	200mg / l 以下
ホウ素及びその化合物	mg / l	1.0mg / l 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg / l	300mg / l 以下
四塩化炭素	mg / l	0.002mg / l 以下	蒸発残留物	mg / l	500mg / l 以下
1,4-ジオキサン	mg / l	0.05mg / l 以下	陰イオン界面活性剤	mg / l	0.2mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg / l	0.04mg / l 以下	ジオスミン	mg / l	0.00001mg / l 以下
			2-メチルイソボルネオール	mg / l	0.00001mg / l 以下
ジクロロメタン	mg / l	0.02mg / l 以下	非イオン界面活性剤	mg / l	0.02mg / l 以下
テトラクロロエチレン	mg / l	0.01mg / l 以下	フェノール類	mg / l	フェノールとして 0.005mg / l 以下
トリクロロエチレン	mg / l	0.01mg / l 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg / l	3mg / l 以下
ベンゼン	mg / l	0.01mg / l 以下	pH 値		5.8以上8.6以下
塩素酸	mg / l	0.6mg / l 以下	味		異常でないこと。
クロロ酢酸	mg / l	0.02mg / l 以下	臭 気		異常でないこと。
クロロホルム	mg / l	0.06mg / l 以下	色 度	度	5度以下
ジクロロ酢酸	mg / l	0.04mg / l 以下	濁 度	度	2度以下
ジブロモクロロメタン	mg / l	0.1mg / l 以下			

臭素酸	mg/l	0.01mg/l 以下	残留塩素	mg/l
判定				
備考				
試験(検査)年月日	年 月 日から 年 月 日まで			

注 残留塩素は、水道法(昭和32年法律第177号)の水質基準項目ではなく、同法第22条で衛生上の措置として規定されている。

様式第二号（八）を次のように改める。

様式第2号(8)(第3条関係)

受付年月日	年月日	受付番号	
試験等成績書		年月日	
様		埼玉県 所長 印	
試験(検査)成績は、下記のとおりです。			
記			
検体の種類	1 上水道 2 簡易水道 3 専用水道 4 簡易専用水道 5 小規模受水槽水道 6 埼玉県自家用水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)第2条に規定する自家用水道 7 井戸水 8 浄水器等を通した水 9 その他()		
試験(検査)目的	1 水道法(昭和32年法律第177号)第20条第1項の規定による水質検査 2 埼玉県自家用水道条例第6条第1項の規定による水質検査 3 法令以外の水質検査()		
採水場所			
採水者氏名			
採水年月日	年月日		
天候	採水日の前日	採水日	
採水時の気温及び水温	気温	水温	
項目	成績	水道法に基づく水質基準	
理化	アンモニア態窒素	mg/l	
	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04mg/l 以下であること。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10mg/l 以下であること。
	塩化物イオン	mg/l	200mg/l 以下であること。
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3mg/l 以下であること。
	pH値		5.8以上8.6以下であること。
	臭気	異常なし・異常あり()	異常でないこと。
	味	異常なし・異常あり()・検査不能	異常でないこと。
	色度	度	5度以下であること。
	濁度	度	2度以下であること。
細菌	残留塩素	mg/l	
	一般細菌	1ml 中集落数	1ml 検水で形成される集落数が100以下であること。
	大腸菌	不検出・検出	検出されないこと。
判定	(水質基準全51項目のうち、11項目に対する検査成績である。)		
試験(検査)年月日	年月日から年月日まで		
指導事項	1 水道水に切り替えること。 2 消毒設備を設けること。 3 水槽の清掃をすること。 4 その他()		
指導年月日	年月日		

注 1 アンモニア態窒素は、水道法の水質基準の項目ではなく、し尿汚染の指標として位置付けられている。
2 残留塩素は、水道法の水質基準の項目ではなく、同法第22条で衛生上の措置として規定されている。

様式第二号（九）中「 $0.015\text{mg}/\text{g}$ 」を「 $0.02\text{mg}/\text{g}$ 」とし、「
ニッケル及び
亜硫酸

その化合物	mg/g	ニッケルの量に関して、 $0.01\text{mg}/\text{g}$ 以下	を
態窒素	mg/g	$0.05\text{mg}/\text{g}$ 以下	

「ニッケル及びその化合物	mg/g	ニッケルの量に関
--------------	------	----------

して、 $0.02\text{mg}/\text{g}$ 以下」を「 $0.2\text{mg}/\text{g}$ 」を「 $0.4\text{mg}/\text{g}$ 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則（昭和六十二年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「九七〇」を「一、〇〇〇」に、「二、四四〇」を「二、五一〇」に、「四、四〇〇」を「四、五三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは寄附行為」を削り、同条第二号中「、收支計算書」を削る。

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

名称	単位	利用料金の上限度 (円)(一回につき)	備考
講演台	一式	八三〇	脇台付き
司会者台	一台	四〇〇	
長机	同	二七〇	
パネルディスカッション用机	同	二七〇	
椅子	一脚	一三〇	
ピアノ椅子	同	一三〇	
コントラバス用椅子	同	一三〇	
指揮者台	一式	二七〇	譜面台付き
譜面台	一台	一三〇	
ランプ付譜面台（大ホール）	同	一九〇	
音響反射板（同）	一式	七、一二〇	
同（小ホール）	同	二、八五〇	
オーケストラピット（大ホール）	同	四、二七〇	
大迫り（同）	同	五、七〇〇	
小迫り（同）	同	四、二七〇	
スライディングステージ（同）	同	四、二七〇	
松羽目	同	一、四二〇	
竹羽目（大ホール）	同	一、四二〇	組立て料及び

びようぶ	一双	二、一二〇	取壊し料を含 まない。
毛せん(九・〇メートル)	一枚	四〇〇	子
同(五・四メートル、三・六 メートル)	同	二七〇	
長布団	同	一三〇	
所作台(大ホール)	一式	九、九七〇	
同(小ホール)	同	五、七〇〇	
脇花道(大ホール)	同	四、二七〇	
早変わりブリス(同)	同	二、八五〇	
オーケストラ台(Aセット)	同	七、一二〇	四段
舞台 設備 (同)	同	七、八二〇	変型平台及び 蹴込みパネル 付き
同(Bセット)(同)	同		
平台(二・七メートル)	一枚	四〇〇	
同(一・八メートル)	同	二七〇	
同(一・二メートル、〇・九 メートル)	同	一三〇	
箱足・中足・高足	一組	一三〇	平台一枚につ き
上敷(一九・八メートル)	一枚	四〇〇	
同(九・九メートル)	同	二七〇	
同(五・四メートル)	同	一九〇	
同(二・七メートル)	同	一三〇	
地がすり(縦九メートル横二 メートル、縦六・六メー トル横二八メートル)(大ホ ール)	同	二、八五〇	
同(縦四・五メートル横二〇 メートル)(同)	同	一、四二〇	
同(縦六・六メートル横一〇 メートル)	同	八三〇	

	<p>同 (小ホール)</p> <p>同 (小ホール)</p> <p>同 (小ホール)</p> <p>音響Aセット (大ホール)</p> <p>同 (小ホール)</p> <p>同 (小ホール)</p> <p>音響Bセット (大ホール)</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>式)、マイク</p> <p>拡声装置 (一</p> <p>カー (二台)</p> <p>跳ね返りスピ</p> <p>本)、移動型</p> <p>口ホン (五</p> <p>式)、マイク</p> <p>拡声装置 (一</p> <p>口ホン (二本)</p> <p>式)、マイク</p> <p>口ホン (三本)</p> <p>拡声装置 (一</p> <p>式)、マイク</p> <p>同</p> <p>拡声装置 (一</p> <p>式)、マイク</p> <p>固定型跳ね返</p> <p>りスピーカー</p> <p>スピーカー、</p> <p>プロセニアム</p> <p>ドスピーカー、</p> <p>電源架、サイ</p> <p>架、出力架、</p> <p>制御卓、入力</p> <p>調整卓、出力</p>
	<p>メートル) (小ホール)</p> <p>しや幕</p> <p>紅白幕・浅黄幕・大黒幕</p> <p>大太鼓</p> <p>平太鼓</p> <p>旗パネル</p> <p>バレエ用シート (大ホール)</p> <p>同 (小ホール)</p> <p>節台</p> <p>高座用座布団</p>	<p>一枚</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>一式</p> <p>一枚</p> <p>同</p> <p>一式</p> <p>同</p> <p>一式</p> <p>同</p> <p>一式</p> <p>一枚</p> <p>同</p> <p>一式</p> <p>一枚</p>	<p>二、一二〇</p> <p>一、四二〇</p> <p>一、四二〇</p> <p>七〇〇</p> <p>二七〇</p> <p>四、二七〇</p> <p>二、一二〇</p> <p>八三〇</p> <p>一三〇</p> <p>五、七〇〇</p>	<p>白、黒</p> <p>国旗、県旗</p>

設備	音響	音響Cセット(大ホール)	同	二一、二二〇	ロホン(四本)、移動型跳ね返りスピーカー(二台)
同(小ホール)	同	同	一六、九〇〇	拡声装置(一式)、マイクロホン(一〇本)、移動型跳ね返りスピーカー(二台)	
客席内ミキサ―台(大ホール)	同	七〇〇		跳ね返りスピーカー(二台)	
マイクロホン	一本	一、六九〇		本)、移動型跳ね返りスピーカー(二台)	
ワンポイントステレオマイク	同	二、一二〇		式)、マイクロホン(八本)、移動型跳ね返りスピーカー(二台)	
ワイヤレスマイク装置	一チャネル	二、八五〇		拡声装置(一式)、マイクロホン(八本)、移動型跳ね返りスピーカー(二台)	
エレベーターマイク装置	一式	七〇〇		マイク	
三点つりマイク装置	同	一、四二〇		を含まない。	
二点つりマイク装置(大ホール)	同	七〇〇		同	
カセットテープレコーダー	一台	一、四二〇			
CDプレーヤー	同	七〇〇			
MDレコーダー	同	一、四九〇			
移動型ステージスピーカー	同	一、四二〇			
移動型跳ね返りスピーカー	同	七〇〇			
エコーマシン	同	一、四二〇			
マイクスタンド(大型)	一本	二七〇			
同(中型、小型、卓上用)	同	一三〇			

調光装置（大ホール）	一式	七、一二〇	調光卓、CR Tキーボード 卓
同（小ホール）	同	四、二七〇	調光卓
照明Aセット（大ホール）	同	二八、三五〇	ボーダライ ト（二列）、 スポットライ ト（三五台）、 調光装置
同（小ホール）	同	一四、二四〇	ボーダライ ト（一列）、 スポットライ ト（二〇台）、 調光装置
照明Bセット（大ホール）	同	四一、五五〇	ボーダライ ト（二列）、 スポットライ ト（七五台）、 調光装置
同（小ホール）	同	二四、一四〇	ボーダライ ト（二列）、 スポットライ ト（四五台）、 調光装置
照明Cセット（大ホール）	同	六〇、四四〇	ボーダライ ト（三列）、 スポットライ ト（一二五 台）、調光装 置
同（小ホール）	同	三九、八一〇	ボーダライ ト（二列）、 スポットライ ト（八〇台）、

		照明	設備
照明Dセット(大ホール)	同	一〇六、八五〇	ローアール大ホリゾン トライト(四列)、 光装置
照明Eセット(大ホール)	同	二九、三七〇	ローアール大ホリ ゾン トライト(二列)、調 光装置
同(小ホール)	同	七、七七〇	ムービングライ ト(八台)
フットライト(大ホール)	一列	一、四二〇	
同(小ホール)	同	七〇〇	
花道フットライト(大ホール)	同	七〇〇	
ボーダーライト(同)	同	一、四二〇	
同(小ホール)	同	七〇〇	
アップアール大ホリゾン トライト(大ホール)	同	四、二七〇	
同(小ホール)	同	二、一一〇	
ローアール大ホリゾン トライト(大ホール)	同	二、八五〇	
同(小ホール)	同	一、四二〇	
ローアール中ホリゾン トライト(大ホール)	同	二、四一〇	
音響反射板ライト(同)	同	二、一一〇	
同(小ホール)	同	七〇〇	
ピンスポットライト(大 ホール)	一台	四、二七〇	
同(小ホール)	同	二、一一〇	

映写 設備	一六ミリ映写機(同)	同	二、一二〇	同	ーンを含む。
映写 設備	同(小ホール)	同	一、四二〇	同	
映写 設備	オーバーヘッドプロジェクター	同	二、八五〇	スクリーンを 含む。	
映写 設備	スライド映写機	同	三、五五〇	同	
映写 設備	ビデオカメラ(大ホール)	同	二五、四二〇		
映写 設備	ビデオプロジェクター(固定式)(大ホール)	同	六二、七〇〇	スクリーンを 含む。	
映写 設備	同(同)(小ホール)	同	二九、七四〇	同	
映写 設備	同(移動式・短距離用)	同	二、七一〇	同	
映写 設備	スクリーン(大ホール)	同	一、四二〇		
映写 設備	同(小ホール)	同	七〇〇		
映写 設備	ホワイエモニター(大ホール)	同	一四、三一〇		
通 訊 設 備	同時通訳設備(小ホール)	一式	一四、一九〇		
通 訊 設 備	同時通訳用レシーバー(同)	一個	二七〇		
そ の 他	シャワー	一式	七〇〇		
そ の 他	仮設電話	一台	一、四二〇		

別表第二号の表中表の部分を次のように改める。

音響 設備	拡声装置	単位	利用料金の上 限額 (円)(一回につき)	備考
	BGM装置			
音響 設備	ワイヤレスマイク装置	一チャ ンネル	一、四二〇	まない。
	カセットテープレコーダー	一台	一、四二〇	
映写 設備	MDレコーダー	同	一、四九〇	
	一六ミリ映写機	一式	二、八五〇	スクリーンを 含む。
映写 設備	スライド映写機	同	一、四二〇	同
	ビデオプロジェクター(移動式・短距離用)	同	二、七一〇	同

通訳 設備	同時通訳装置 同時通訳用レシーバー	一式 一個	一四、一九〇 二七〇	
その他	ステージ 金びょうぶ 国旗 卓上スポットライト レーザーポインター つい立て ピアノ（ヤマハC3A） 仮設電話	一台 一双 一本 一本 一枚 一本 一枚 一台	二、 一、二〇 一、二〇 一、三〇 二、 一、二〇 二、 一、二〇 二、 一、二〇 二、 一、二〇 一、 四二〇	
附則		同		

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十六号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則（平成十四年埼玉県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「又はHD映像収録システム用レンズ」を「、HD映像収録システム用レンズ又はHD映像収録システム用マットボックス、フロッピーケース及びテープレス収録機」に改める。

別表第一号の表音響設備の項中「六一〇」を「六二〇」に改め、同表照明設備の項中「八三〇」を「八五〇」に改め、同表映像設備の項中「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に、「八〇〇」を「八一〇」に、「一、一二〇」を「一、一五〇」に、「六四〇」を「六五〇」に、「七四〇」を「七五〇」に、「六九〇」を「七一〇」に改める。

別表第二号の表舞台設備の項中「いす」を「椅子」に、「三六〇」を「三七〇」に、「七五〇」を「七七〇」に改め、同表音響設備の項中「二五、八〇〇」を「二六、五〇〇」に、「五、八九〇」を「六、〇六〇」に改め、同表照明設備の項中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表映像設備の項中「九九〇」を「一、〇二〇」に、「八二〇」を「八四〇」に改め、同表その他の項中「五三〇」を「五四〇」に、「四四〇」を「四五〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、二〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一九、〇〇〇」に改める。

別表第三号の表舞台設備の項中「いす」を「椅子」に、「六九〇」を「七〇〇」に、「四、九八〇」を「五、一二〇」に、「三三〇」を「三三〇」に改め、同表音響設備の項中「二、八八〇」を「二、九六〇」に、「三、一九〇」を「三、二八〇」に、「二、三三〇」を「二、三七〇」に、「一、三八〇」を「一、四一〇」に、「一、一五〇」を「一、一八〇」に改め、同表照明設備の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に改め、同表映像設備の項中「二、七〇〇」を「二、七八〇」に、「五、九四〇」を「六、一〇〇」に、「六九〇」を「七一〇」に、「四、三五〇」を「四、四七〇」に、「五、二三〇」を「五、三七〇」に、「八二〇」を「八四〇」に改め、同表その他の項中「一、五七〇」を「一、六二〇」に

改める。

別表第四号の表中表の部分の部分を次のように改める。

名称	数量	単位	使用料(円)
移動式プロジェクターシステム	一式	一時間	七一〇
HD映像収録システム	同	一日	五九、〇〇〇
同	同	一週間	二九五、〇〇〇
HD映像収録システム用レンズ(単焦点レンズセット)	同	一日	二七、五〇〇
同	同	一週間	一三七、五〇〇
HD映像収録システム用レンズ(ショートズームレンズセット)	同	一日	一一、八〇〇
同	同	一週間	一三七、五〇〇
HD映像収録システム用レンズ(ロングズームレンズセット)	同	一日	一四、四〇〇
同	同	一週間	五九、〇〇〇
HD映像収録システム用マットボックス、フォーカス及びビデオ収録機	同	一日	四、五三〇
同	同	一週間	七二、〇〇〇
ディスクレコーダー	一台	一時間	六六〇
VTR一	同	一週間	二二、六五〇
VTR二	同	一時間	一、〇二〇
VTR三	同	同	八四〇
VTR四	同	同	六九〇
VTR五	同	同	五五〇
VTR六	同	同	一八〇

別表第四号の表の備考第二号及び第三号中又はHD映像収録システム用レンズを「、HD映像収録システム用レンズ又はHD映像収録システム用マットボックス、

「フローフォーカス及びテープレス収録機」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一号から第四号までの規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表中「五六〇円」を「五七〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六八〇円」に改める。

別表中「二、四八〇円」を「二、五五〇円」に、「二、九三〇円」を「三、〇〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三五〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「五八〇円」を「五九〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条の二の表及び別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「の一月前」、「と屋外広場と」及び「あわせて」を削り、「にあつては、「を」にあつては「に」、「期間）」を「期間、多目的ホールの二区画を利用する場合にあつては利用を開始しようとする日の属する月の十八月前の月の初日から利用を開始しようとする日までの期間）」に改める。

第七条第一号中「若しくは寄附行為」を削り、同条第二号中「、収支計算書」を削る。

別表舞台設備の項中「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「一三、〇〇〇」を「一		
三、三〇〇」に、	「	ホリゾンと幕
		スクリーン
四〇〇		一式
一〇〇		一式
「		一式
〇一」に改め、同表音響設備の項中「八、三〇〇」を「八、五〇〇」に、「九、七		
〇〇」を「九、九〇〇」に、「三、六〇〇」を「三、七〇〇」に改め、同表照明設		
備の項中「二〇、〇〇〇」を「二〇、五〇〇」に、「四、三〇〇」を「四、四〇〇」		
に改め、同表映像設備の項中「五二、五〇〇」を「五四、〇〇〇」に、「二二、〇		
〇〇」を「二二、六〇〇」に改める。		

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則

さいたまスーパーアリーナ管理規則（平成十二年埼玉県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

名 称	単 位	利用料金の上 限額 (円)(一日につき)	備 考
ピンスポットライト(三キロワット)	一台	一六、二〇〇	
シーリング用ライト	同	一、七〇〇	
スポットライト(パーライト)	同	一、七〇〇	
スポットライト(平凸レンズ)	同	一、七〇〇	
スポットライト(フレネルレンズ)	同	一、七〇〇	
アップパーホリゾントライト	一色	三、三〇〇	
ローアホリゾントライト	同	三、三〇〇	
調光ユニット(十二チャンネル)	一台	一六、二〇〇	
ケーブル(百スクエア、十メートル)	一本	六〇〇	
ケーブル(百スクエア、二十メートル)	同	九〇〇	
電源車用ケーブル	一式	三二、四〇〇	
常設音響設備(スタジアム)	一式	四八六、〇〇〇	常設音響設備(コンコース、楽屋等)を含む。

常設音響設備（メインアリーナ）	同	三二四、〇〇〇	同
常設音響設備（ホール）	同	一六二、〇〇〇	同
常設音響設備（コミュニティアリーナ）	同	八一、〇〇〇	同
常設音響設備（コンコース、楽屋等）	同	八一、〇〇〇	
常設音響設備（多目的室〇〇一）	同	二四、三〇〇	
常設音響設備（多目的室〇〇二）	同	二四、三〇〇	
常設音響設備（多目的室〇〇三）	同	二四、三〇〇	
移動式調整卓（二十四チャンネル）	一台	一六、二〇〇	
イコライザー	同	八、一〇〇	
リバーブ（残響装置）	同	三、三〇〇	
ワイヤレスマイク	一本	四、九〇〇	
ダイナミックマイク	同	一、七〇〇	
コンデンサーマイク	同	二、五〇〇	
マイクスタンド	一台	九〇〇	
インカム	同	三、三〇〇	
DATデッキ	同	三、三〇〇	
MDデッキ	同	二、五〇〇	
CDデッキ	同	二、五〇〇	
ダブルカセットデッキ	同	二、五〇〇	
マルチケーブル（十六チャンネル、十メートル）	一本	一、七〇〇	
マルチケーブル（十六チャンネル、三十メートル）	同	一、七〇〇	
マルチケーブル（十六チャンネル、五十メートル）	同	一、七〇〇	
コミュニティアリーナワゴン	一式	八、一〇〇	
ステージスピーカー	同	三二、四〇〇	

他 その	設備 イ ン ト	
アリーナ用椅子 人工芝ライン引機 人工芝ラインリムーバー フォークリフト（二トン） ラウンジ用テーブルセット ポール	養生用シート 床養生用ベニヤ板	黒幕 ホリゾント幕 ローマンシェード幕 天井フック（つり下げ荷重一 トン以上五トン未満） 天井フック（つり下げ荷重五 トン以上十トン未満） 天井フック（つり下げ荷重十 トン以上三十トン未満） 天井フック（つり下げ荷重三 十トン以上）
一脚 一台 同 同 一式 一本	一本 一枚	同 同 同
三〇〇 四八、六〇〇 三、三〇〇 一六、二〇〇 一六二、〇〇〇 四八、六〇〇	三、三〇〇 二〇〇 を加えた額 とに八一、〇〇〇円	四八、六〇〇 八一、〇〇〇 一六、二〇〇 八一、〇〇〇 一六二、〇〇〇 三二四、〇〇〇 つり下げ荷重十トン 以上三十トン未満の 料金に十トン増すご とに八一、〇〇〇円

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表業として写真を撮影する場合の項中「三五〇円」を「三六〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に改め、同表業として映画等の撮影を行う場合の項中「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、三〇〇円」に改め、同表はり紙、はり札その他の広告物の表示をする場合の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表の備考三中「百分の二・一」を「百分の二・一六」に改める。

別表第一第二号イ中「百分の四・二」を「百分の四・三二」に、「百分の二・一」を「百分の二・一六」に改め、同号口中「千分の八・四」を「千分の八・六四」に改め、同号八中「百分の五・二五」を「百分の五・四」に、「四万七千九百円」を「四万九千二百円」に改める。

別表第二第一号の表陸上競技場の項中「五、七五〇円」を「五、九一〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同表双輪場（自転車競技法に基づく自転車競技を行う場合及び同法に基づく場外車券売場として利用する場合を除く。）の項中「六、三五〇円」を「六、五三〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「七、三五〇円」を「七、五六〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「六、四二〇円」を「六、六〇〇円」に改める。

別表第二第三号の表中「九、九一〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二四〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六六〇円」に改める。

別表第二第四号の表中「一六、二〇〇円」を「一六、六〇〇円」に、「三二、五〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四五〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改める。

別表第二第五号の表中「三、三八〇円」を「三、四七〇円」に、「六、七六〇円」

を「六、九五〇円」に改める。

別表第二第六号の表硬式野球場の項中「三、一一〇円」を「三、一九〇円」に、「六、二三〇円」を「六、四〇〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五三〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に、「一、七六〇円」を「一、八一〇円」に、「三、五二〇円」を「三、六二〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七八〇円」に、「二、一五〇円」を「二、二二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五八〇円」に改め、同表双輪場の項中「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に改め、同表体育館の項中「二、一二〇円」を「二、一八〇円」に、「四、二四〇円」を「四、三六〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に改め、同表水泳競技場の項中「五、〇六〇円」を「五、二〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五三〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に改める。
別表第二第七号の表中「一、七七〇円」を「一、八二〇円」に、「三、五四〇円」を「三、六四〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県いじめ問題調査審議会規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県いじめ問題調査審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県いじめ問題調査審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員五人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員の任命)

第三条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、次に掲げる者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

一 弁護士

二 医師(精神保健に関して学識経験を有する者に限る。)

三 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

四 学識経験のある者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、埼玉県教育委員会教育長（第十一条において「教育長」という。）が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員等は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第八条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第九条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席及び欠席した委員等の氏名

三 議決事項

四 表決における賛否の数

五 議事の経過

六 その他必要な事項

2 議事録には、会長及び出席した委員等のうちから会長が指名した一人の委員等が署名するものとする。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課において処理する。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（埼玉県教育局組織規則の一部改正）

2 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を第五号とし、同条
第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県いじめ問題調査審議会に関すること。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 別表第五の職の欄に掲げる職のうち区分が一種及び二種とされている職にある職員の管理職手当の月額額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による管理職手当の額からその百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

別表第三各機関共通の項中

主任
主任
主任
主 技 専 門 員 師 事
主 技 専 門 員 師 事

を

主 任 専 門 員 師 事
主 任 専 門 員 師 事
主 技 専 門 員 師 事
主 技 専 門 員 師 事

に改める。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 管理職手当に関する規則別表第一の職の欄に掲げる職のうち区分が一種及び二種とされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

別表第四イ（三）の共通の項六級の欄中「部長 センター付」を「副局長 部長 センター付」に改める。

別表第六イの病院の部がんセンターの項三級の欄中「通院治療部長」の下に「副室長」を加え、同部小児医療センターの項三級の欄中「地域連携・相談支援センター長」を「治験管理室長 地域連携・相談支援センター長」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 別表第三の職に欄に掲げる職のうち区分が一種及び二種とされている職にある職員の管理職手当の月額額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による管理職手当の額からその百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。